

予 算 決 算 常 任 委 員 会

総 務 民 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和3年3月4日（木） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重村委員長、岩藤副委員長、林委員、三輪委員、吉津委員、
橋本委員、中平委員、綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長、山下次長
8. 協議事項
3月定例会本会議（3月2日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後2時18分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年3月4日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会総務民生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。これより、3月2日の予算決算常任委員会において本分科会に分担されました議案1件について審査を行います。それでは、議案第8号「令和3年度 長門市一般会計予算」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに行います。はじめに、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは財政課所管分につきまして補足説明を行います。予算説明書92頁からの第5目「財産管理費」では、令和2年度と比較して752万6,000円の減額となっております。これにつきましては、2年度は、市有財産利活用事業において、旧選挙管理委員会事務局の施設解体・整地に係る費用があったことが主な要因であります。次に、市有財産維持管理費では、普通財産用地の維持管理に係る市有財産補修等工事のうち舗装工事として398万4,000円を計上しております。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 予算書95ページ「市有財産利活用事業」の施設等解体撤去工事145万6,000円の解体工事場所と事業内容、撤去後に利活用できるようなところであれば利活用のご答弁をお願いします。

高橋財政課長 施設等解体撤去工事でございますけども、場所につきましては三隅地区でございます、旧宗頭小学校の校舎横の倉庫の解体になります。解体をする理由につきましては、老朽化しておりまして、崩れる恐れがあるという判断をしております、そういったところから解体をするという部分もございます。解体後の利活用につきましては、校舎のほうにつきましては、企業さんのほうにすでにお貸ししている状況もございます、今回は老朽化と危険な原因によりまして解体するものでございますので、特に新たな利活用というものは考えていないところでございます。

中平委員 今、部長の説明もありましたけど、予算書 95 ページ「700 市有財産補修等工事」498 万 4,000 円ですが、これも工事をされる場所と具体的な内容をお尋ねいたします。

高橋財政課長 市有財産の補修等工事につきましては、498 万 4,000 円の予算を計上しておりますけれども、100 万円については急件に対応するための枠として計上しております。今お尋ねの 398 万 4,000 円の工事につきましては、旧正明市市営住宅というものがございまして、そこが空き地になっておりました。その部分を普通財産の活用ということで、令和 2 年度に一般競争入札をかけまして売却が決定しております。今、登記をしているところなんですけども、その売却しました残り地と言いますか、残地がございまして、そこを舗装する工事として 398 万 4,000 円ほど計上しておるところでございます。

吉津委員 予算書歳入の 44、45 ページ 12 款「地方交付税」1 項「地方交付税」についてお尋ねします。普通交付税は令和 2 年度から 1 本算定となっており、当初予算では 75 億円を見込んでいますが、決算時の見込額と当初予算計上時との差額についてのご説明をお願いします。

高橋財政課長 令和 3 年度の普通交付税の予算につきましては、75 億円と見込んだところでございます。この理由につきましては、令和 2 年度の交付決定額、交付税の決定額なんですけども、決定額が 73 億 5,000 万円、概ねですけど 73 億 5,000 万円となっておりまして、それを基準としまして 3 つの要素で算定しております。まず 1 つ目が国の地方財政計画というのがございまして、国の全体の交付税の原資になる部分の伸び率、これが 5.1%増となっております。それから国勢調査の人口の減少を見込んでおります。これは、令和 2 年度が国勢調査を行った年でございまして、令和 3 年度の普通交付税について、人口の速報値を使いますので、その減の見込みを立てております。それから基準財政収入額、今年につきましては今コロナ禍でございまして、来年の税收については減少するという見込みを持っておりますので、そういったところを想定しまして、約 2.5%が、国の地方財政計画の伸び率が 5.1%ありますけども、減の要素も加わりますので、約 2.5%増ということで昨年度の 73 億 5,000 万円からおおよそ 2.5%増の 75 億円ということで算出したところでございます。

吉津委員 分かりました。令和 3 年度の歳入予算の構成比では、地方交付税が 41.2%、次いで市税の 24.4%、市債の 10.67%となっております。地方交付税は本市の行政需要を支える重要な財源となっておりますが、普通交付税の算定における基準財政需要額は、各地方団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するもので、行政項目ごとに単位費用、測定単位、補正計数で求められているものです。この測定単位に用いられるもので一番多いのが人口であり、人口減少が基準財政需要額の減に繋がることになると思います。

ますが、今後はどの程度減額を見込んでいるのかをお尋ねいたします。

高橋財政課長 普通交付税の算定基礎となる測定単位、人口を使ってくるというところは非常に多くございます。国勢調査のタイミングによって、先ほど少し言われましたけども、国勢調査のありました翌年度から人口が採用されるということになっております。ただ、一方で、普通交付税につきましては、国の、先ほどちょっと触れましたけど、地方財政計画の中で総額を決められます。普通交付税の算定については、それぞれの市町の需要、必要な額と収入、どれだけ収入があるかということの差し引きで決まりますことから、人口減少のみが一定の影響を与えるというところだけにはとらわれておりませんで、先ほども申しましたけども、令和 3 年度については人口が減りますけども、その分コロナの影響等も考えられたかと思えますけども、国のほうで地財計画で総額を確保していただいておりますので、単純には少し人口がこれだけ減ったので、これだけ交付税が減りますよというのは、なかなか現時点で国の算定の方法も少しずつ毎年変わりますので、算定段階の 6 月、7 月にならないと実際の影響というのは計り知れないところはあると思います。

吉津委員 予算書の歳入 72 から 73 ページ、20 款「繰入金」1 目「財政調整基金繰入金」についてお尋ねいたします。年度内に 1 億 9,000 万円を取り崩す予定となっており、当該年度末における残額は 21 億 9,057 万円が見込まれております。これは、前年度と比べ 1 億 8,999 万 9,000 円の減となる見込みでございしますが、その理由と合わせて財政調整基金の積み立て基準についての基本的な考えをお尋ねいたします。

高橋財政課長 まず本市における財政調整基金の積み立て基準でございしますが、積み立ての独自の基準というのは設けておりませんで、ただ地方財政法 7 条に繰越金が 2 分の 1 を積み立てるようになっていることが示されておまして、その部分について繰越金が決定を、決算議会で認定をされたのちに積み立てをするというかたちで例年行っておりまして、そういったことから、運用利子分については 1,000 円の枠取りだけということで予算を組んでおります。財政調整基金は一般的に標準財政規模の 10 パーセント程度を確保することがよいと、適正であると言われております。予算上、先ほど申されましたけど、残高に対して標準財政規模というのは実は毎年変わるものではありますけども、令和 2 年度の標準財政規模で令和 3 年度末の見込みの残高を割り戻してみますと、17.6 パーセント程度の確保となります。ただ、当初予算の先ほど言いました地方財政法 7 条の積立金については予算を計上しておりませんので、当初予算の場合は取り崩すだけの、要は残高を減額するだけの予算というふうになりますので、繰越金が確定した後はそれを積み立てるわけですので、いくらになるかというのはこれからの話になりますけど、一応積立が 0 としての計上で 17.6 パーセ

ント確保しているという状況になっております。

林委員 それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳入科目 80 ページから 81 ページの 23 款「市債」1 項「市債」11 目「臨時財政対策債」についてお尋ねをいたします。臨時財政対策債は前年度と比べて 3 億 5,000 万円増の 7 億 3,000 万円が計上されております。先般の 3 月最終補正では 2 億 7,000 万円の減額補正が行われておりますけども、こうした見込を勘案したうえで当初予算に計上されたのかどうかをお尋ねいたします。

高橋財政課長 まず臨時財政対策債、これは平成 13 年に創設をされておりますけども、これは普通交付税の原資を、国がなかなか確保できないということで、普通交付税の代替措置の一部ということで措置をされた財源でございます。これを借りますと、元利償還金の全額が返済、元利償還金を返済する際に交付税参入されるというものでございます。じつはこの臨時財政対策債、借りても借りなくても普通交付税の代替措置ですので借りようが借りまいが、普通交付税として借りたものとみなして全額が交付税で後年度参入されてくるというものでございます。ですので、このたび 7 億 3,000 万円というふうに上げましたのは地方財政計画、先ほども触れておりますけども、地方財政計画の 74.5 パーセントの増ということで、国の総額が示されております。それに国調の人口減も加味したうえで前年度からは 3 億 2,000 万円増となっておりますけども、7 億 3,000 万円ということで予算措置をしたところです。

林委員 今のご説明を受けて、1 点確認なんですけども、地方交付税の代替措置だということで、これ平成 13 年から制度が、国の地方に交付する地方交付税が財源確保に苦慮しておるということで、地方にある意味借金をさせて、返すときは折半みたいな、そういうものなんですけども、先ほど高橋財政課長がおっしゃったようにこれ借りても借りなくても発行限度額をもとに交付税参入される、基準財政需要額に算定されるとおっしゃっているんですけど、この償還年限というのをご説明していただけますか。

高橋財政課長 20 年が基準となっております。

林委員 次に歳入歳出予算事項別明細書の歳出のほうですね。316 ページから 317 ページの 12 款「公債費」1 項「公債費」についてお尋ねをいたします。これは前年度当初予算と比較して 3,734 万 2,000 円の減額計上となっております。減額計上の理由と合わせてこれまで金利の高い地方債の公債費負担を軽減するために繰り上げ償還などに取り組まれてきておりますけど、令和 3 年度はどういうふうに対応するお考えなのか、お尋ねをいたします。

高橋財政課長 公債費につきましては借り入れる起債の種類によって返済年限が違うものがございます。返済年度が決まっているというところがございますけど、例えば過疎対策事業でみますと 12 年と。据え置き 3 年の 12 年というこ

とになっておりますけども、そういったかたちで決まっております。令和 3 年度の公債費の予算計上につきましては、基本的には令和 3 年度に償還のあるもの、今まで借りたもので、返さないといけないもの、それから加えまして令和 3 年度に、2 年度に借入れをしますけど 2 年度、3 年度に借入れをするもの、これを想定して償還費を出しております。繰り上げ償還につきましてはこれまた、繰り上げ償還ができる資金とできない資金がございまして、例えば政務資金等でありましたら国債の発行等をしておったりするところで、なかなか繰り上げ償還をすると利子を余計に払わないといけないというようなこともございますので、令和 3 年度につきましては今プライマリーバランスもとれて、プラスでとれておりますし、令和元年度は大規模事業によってプライマリーバランスはマイナスにはなっておりますけど、近年は少しずつ起債の残高を減らしてきておりますので、令和 3 年度については繰り上げ償還を見込まずに予算を組んだところでございます。

吉津委員 予算書の 332 ページ、地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書によれば、予算執行後における年度末の起債残高見込は 237 億 9,471 万 8,000 円となっております。今後は人口減少も見据え、できる限り圧縮を行い、交付税措置の状況など、その内容についても十分な検討が必要となると思いますが、具体的にどのような検討を行っていくお考えなのかをお尋ねいたします。

高橋財政課長 令和元年度の決算におきましては庁舎建設等の大型な事業がございました。先ほど触れましたけども、一旦プライマリーバランスがマイナスになっております。償還、借り入れる方が多いということですが、マイナスになっておりますけどもそれ以外は近年プライマリーバランスのプラスを維持しておりまして、そういった意味では自然に、新債発行が少ないということで自然に地方債残高は減っていくことにはなりますけども、ただ長門市の場合は全域過疎指定地域でございますので、基本的には交付税措置は過疎でありましたら 70 パーセント、辺地でありましたら 80 パーセントという、有利な起債を基本的には使っていくと。で、なかなか残高も少なくなりましたが、新市建設計画に基づく合併特例債もまだまだ残りが残りますので、そういったものを優先的に使っております。また今年度の起債の中で新たに創設されておりますけども、緊急浚渫推進事業債、これも非常に交付税参入率が高いので、そういったものを選んで使っていきますので、残高は徐々に減っておりますけど、その分有利な起債を借りれば交付税で収入の方が増えていくということになりますのでそういったかたちで進めていきたいというふうに思っております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の

補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、税務課所管分につきまして、補足説明を行います。歳入の第 1 款「市税」におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に徴収猶予した滞納繰越分の増があるものの、所得割と法人税割の市民税 2 億 2,256 万円の減に加え、地方税法の改正に伴う軽減措置や、固定資産の評価替えによる固定資産税 1 億 3,943 万円の減などの影響により、市税の全ての目において減収を見込んでおります。したがって市税全体におきまして、対前年度 3 億 1,981 万 9,000 円、8.7%減の 33 億 5,089 万 4,000 円を見込んでおります。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 125 ページ 020「市税還付金」についてですが、前年度に比べ 853 万円の増額計上となっておりますが、この要因についてお尋ねいたします。

緒方税務課長 市税還付金につきましては、主には法人市民税の中間納付によります還付金の計上でございます。ご案内のように、コロナの影響を受けまして市内事業所、影響を受けておるところが多いということで、法人市民税につきましては 1 回中間納付をしていただいて、最終的に決算が終わりましたら精算されて納付していただくんですけど、中間納付におきましては前年度の決算に基づいての中間納付になりますので、コロナの影響が出ておらないところがございます。納付が増えて、あとで返すということになりますので、その分を見込みまして増額をしているところでございます。

中平委員 すいません、これは監査委員の指摘事項なんですけど、令和 3 年 2 月 1 日の定期監査結果報告書に監査委員より、支払事務の遅延等が指摘されておりますが、令和 3 年度の事務執行の中でどのように改善されるのかお尋ねいたします。

緒方税務課長 監査委員さんの令和 2 年度の監査におきまして、定例監査の報告書の中で、注意事項として挙げられているところでございます。見積もり、あるいは請求書等の支払いにつきまして、何件かの支払遅延があったり、不適切な事務処理を指摘されたところでございます。この件につきましては報告書をいただきまして、課内におきまして全職員に周知徹底して、来年度からきちんと適正に執行するように注意を指示したところでございます。

吉津委員 予算書の歳入の 38、39 ページ 1 款「市税」1 項「市民税」についてお尋ねします。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度の徴収を猶予

したことによる滞納繰越分の増があるものの、所得割と法人税割の減少により、前年度比で 2 億 1,807 万 5,000 円の減となっていますが、個人及び法人の市民税の収納率をどの程度見込んで計上されたのかをお尋ねいたします。

緒方税務課長 令和 3 年度の現年度分につきましては、個人市民税におきましては 99.1%、それから法人市民税につきましては申告納税制度の関係もありまして一応 100.0%ということで収納率を想定しているところでございます。また、滞納繰越分につきましては、なかなかコロナウイルスの関連で猶予した部分もございますけれども、法人市民税につきましては 25.0%、それから法人市民税につきましても 90.0%、算出上の収納率と設定しているところでございます。実際には 3 月補正で減額というふうなこともございますけれども、当初予算におきましては、今申しました算出上の収納率を設定しているところでございます。

吉津委員 予算書歳入の 38、39 ページ 1 款「市税」1 項「固定資産税」についてお尋ねいたします。固定資産税の滞納繰越分として 8,051 万 1,000 円が計上されておりますが、この数字の根拠と収納見込についてお伺いします。

緒方税務課長 コロナ特例猶予制度によるものが約 85%を占めておりまして、約 7,000 万円程度でございます。残りがそれ以外ということでございます。収納の見通しにつきましては、やはりコロナに係る分、現時点では大変厳しい状況ではないかなというふうには思っておりますが、この部分につきましては今後の感染状況や経済支援策等の状況次第の部分が大変大きくございます。見通しと言われてもなかなか見通しづらいんですけども、厳しい状況ではないかなというふうには考えております。

吉津委員 ついでにちょっと徴収のことについてお伺いします。今、市民税と固定資産税とそれぞれご説明があったんですけども、コロナの影響が大きいとは言いながらも、これらの 2 つは本市においての貴重な財源であります。令和 3 年度における徴収業務において、繰り越し分も含めて徴収業務をこれからどう取り組んでいくお考えなのかをお尋ねいたします。

増田徴収対策室長 基本的には新型コロナウイルス感染症の影響によります滞納事案と、それ以外のものとに分けて取り組んでいくことになると考えております。新型コロナの影響による滞納事案につきましては、追加的に講じられる様々な支援制度の情報収集を行うとともに、関係課と連携しながら対応する場面もあるかと思えます。また、県を通じまして令和 3 年 1 月 15 日付け総務省自治税務局長名の「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応について」で、引き続き柔軟かつ適切に対応するよう依頼が来ているところでございます。いずれにしましても、納税者の個別事情をしっかりと聞きまして、適時適切な対応をしていく所存でございます。

林委員 歳入歳出予算事項別明細書の歳入の 38 ページから 39 ページの 1 款

「市税」5項「入湯税」についてお尋ねいたします。6項の都市計画税については3月2日の本会議において、重廣正美議員が質疑が出されておりますので、そこは省きます。入湯税に絞ってお尋ねするんですけども、これは前年度と比べて812万2,000円の減を見込んでおりますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止との措置も含めて、景気の状態であるとか湯本地区の宿泊者の状況等、変動要因も多くあることが今後も予想される中で、3月補正の減額と合わせて当初予算の見込みどおりに確保されるというふうにお考えなのでしょうか。お尋ねいたします。

緒方税務課長 ご案内のとおり、入湯税につきましては新型コロナウイルス感染症の影響を、市内旅館業者さん等全面的に受けておられます。議員ご指摘のとおり、変動要因が多くあることにつきましてもご承知のとおりだと思っております。補正予算につきましても、先ほど触れられましたけど、非常に予算を見込むことが困難でありました。今回全体的に言えるんですけども、市税の収納予測見込みを作るのが非常に難しくございました。かと言って、適当な数字を上げるわけにもいきませんので、今年度の実績、あるいは前年度の実績に配慮しながら計上しているところでございます。先ほどからずっとコロナ、コロナということがございますけども、一番にはやはり新型コロナウイルス感染症の終息状況次第によるところが大きいかと思えます。特に入湯税につきましては、令和2年度を見ますと、最初にやはりコロナが発生したときにはかなりお客さんが減って、閉館とかお休みされていた特別徴収義務者もいらっしかったです。それでGoToキャンペーンが始まったら、やはりこれはかなりまた、その時点で対前年比に比べても非常に多くなったりしております。またGoToキャンペーンまた中止されておりますけども、頃合いになりましたらまた急に減ったりとかいうことで、非常に出入りが激しい状況になっております。そのへんなかなか現時点で今から先どうなるかというのを確定的なお答えができないところなんですけども、全体的に見まして希望的な観測も含めて現在計上しているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、税務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:04 —

— 再開 10:06 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小川会計管理者 それでは補足説明を申し上げます。会計課では金融機関に対してフロッピーディスクや帳票などで依頼をしております総合振込や口座振替等を令和 3 年度から電話回線を利用して金融機関にデータ伝送する予定としております。そのためのパソコンやバンキングソフト、サービス利用手数料など、91 万 1,460 円を計上したため、令和 3 年度当初予算は前年度当初予算より 91 万 4,000 円の増額となっております。補足説明は以上でございます。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 会計課、今时期的に税務課の皆さんが非常に確定申告等で忙しい時期、年度が替わりますと 4 月から 5 月末の出納閉鎖まで大変、会計課の職員さんは大変だろうと、出納事務とかいろいろ煩雑な事務がたくさんあって、あと決算も調製しなければなりませんので、忙しい課であることは充分承知の上、一点だけ質問させていただきます。歳入歳出予算事項別明細書の歳出の 84 から 85 ページ、そして関連します 92 ページから 93 ページ 2 款「総務費」、1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」及び、4 目「会計管理費」についてお尋ねいたします。会計課の事務としてより正確な収支見通しの把握に努め、資金収支の計画に基づいた支払準備金の確保や運用をしなければなりませんけども、令和 3 年度の取り組みについてお尋ねをいたします。

小川会計管理者 資金収支計画を立て、支払準備金を確保するためには正確な収支見通しを把握する必要があります。各課からの収支予定を報告してもらい、支出につきましてはさらに財務会計システムのデータを集約しまして、資金収支計画を立てております。令和 3 年度におきましても引き続き収支報告と財務会計システムのデータ集約により、資金収支計画を立て、できる限り支払準備金を圧縮し、歳計現金の余剰金につきましては定期預金や譲渡性預金を利用しまして細やかな預け入れを実施してまいります。資金に不足が生じると予測される場合には財政課と基金の繰り替えについて協議をいたしまして支払準備金を確保してまいります。正確な収支見通しの把握には各課との情報の共有が大切であると考えておりますのでさらに各課との連携を図ってまいります。

吉津委員 関連ですけども、公金の安全性を担保して基金運用益を確保するための令和 3 年度の取り組みをお尋ねいたします。

小川会計管理者 令和 3 年度におきましても基金につきましては各基金の取り崩しや積立の金額、時期などの情報を各課と共有し、長期運用が可能なもの、繰り替え運用のため取り崩し用に短期の預金とするものなどを判断しまして、指定金融機関や収納代理金融機関へ定期預金や譲渡性預金、さらに債券運用など効率的な運用に努めてまいります。基金運用におきましては安全性を最優先としたうえで流動性を確保するため、普通預金、定期預金、債券の割合に配慮

し、効率的な運用を行ってまいります。

中平委員 先ほど会計管理者の説明のほうにありました電話回線利用の振込、これについてメリット、デメリット等ありましたら説明をお願いします。

小川会計管理者 データ伝送におけるメリット、デメリットについてでございます。まずメリットといたしましては現在フロッピーディスクや帳票でやりとりをしていますが、これらの媒体でやり取りをする時よりも金融機関へデータを送付する期限が緩和されるため、債権者への早期支払いにつながるものと考えております。フロッピーディスクや帳票で金融機関に、例えば総合振込を依頼する場合、振込日の4営業日前に金融機関に渡すようになります。それがデータ伝送ですと、最短で1営業日前に金融機関のほうに依頼をすれば振り込んでいただけるということでございますので、先ほど申しましたように債権者への支払いが早くなるというふうに考えております。そして、もう一つ、電話回線等を利用してデータ伝送を行うことによりまして、フロッピーディスクや帳票等を持ち込む金融機関が少なくなりまして、事務負担が軽減されるというメリットもございます。デメリットといたしましては、金融機関に対してサービス利用手数料が新たにかかってまいりますので、その分費用が発生するというのがデメリットと考えております。

中平委員 今、金融機関に対して費用が発生するとおっしゃいましたが、その費用の説明ができましたら。

小川会計管理者 サービス利用手数料につきましては金融機関についてそれぞれ違ってまいります。月額いくらというところと、その基本手数料プラス1件あたりいくらというような手数料が発生する金融機関もございます。また、地方公共団体については無料というところもございますが、さまざまではございますが、月額固定の場合は3,300円というところから8,800円の利用料を見込んでいるところです。

重村委員長 ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了します。次に、議会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 議会事務局所管につきましては特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了します。

重村委員長 次に、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、総務課所管分につきまして補足説明を行います。予算書 106 ページからの第 9 目「電算管理費」、説明資料 7 ページの「電算システム管理事業」「内部情報系システム端末更新事業」についてです。令和 2 年度 3 月補正に係る予算決算常任委員会で、ご説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対応によるサテライトオフィス等への対応による機器の再構築が生じたため、令和 2 年度における機器等の導入を見送り、改めて令和 3 年度に導入する経費として予算を計上しています。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 85 ページ、一般管理費「010 職員研修事業」についてお尋ねいたします。令和 2 年 10 月 27 日に議会が提出した要望書にも、職員研修の充実強化を図るよう要望しておりますが、令和 3 年度はどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

井関総務課長 令和 3 年度の職員研修事業につきましては、これまで派遣研修や外部機関へのセミナーパークや地方研修というのはございますが、これらの研修については現況を維持しながらも内部研修におきましては、令和 3 年度から 3 年間の実施計画を策定し、研修内容の充実強化を図ることとしているところでございます。この計画につきましては、地方分権や地方創生の推進、また、自立した行財政運営、そして個性や資源を活かした協働によるまちづくりを進めることを目的とした、長門市総合計画を具現化するための職員の育成を目指した取り組みを実施することとしているところでございます。特に新しい時代の流れに柔軟に対応できるよう、全庁的な体制づくりや、職員の知識等の底上げが急務となっているデジタル化に関する研修や、SDG s の研修の開催を予定しているところでもございます。また、収束が見えないコロナ禍の中で、オンライン研修や通信教育も取り入れ、職員の能力及び資質の向上に繋がる研修を開催してまいりたいと予定しているところでございます。最後になりますけど、今回の職員の交通事故に関するご報告のほうをさせていただいておるところでございまして、次年度につきましては、長門警察署の交通課のもとに、これまでの座学に加えまして、実際に公用車等を運転した指導を受けるなどの実技講習も取り入れて再発防止に努めていくように予定をしているところでございます。

中平委員 同じ費目の予算書 87 ページになりますが、住宅貸上料が前年度よりも 247 万 5,000 円が増額となっております。これは議案第 16 号とも関連するのかなと思いますが、改めてその要因についてお尋ねいたします。

井関総務課長 住宅借上料についてでございますけども、前年度比較の要因でございまして、これにつきましては、本市職員を他の自治体等に派遣するとき

に、二重の生活を強いられる職員の負担を軽減するために住居、アパート等
に際する経費を市が借上げをするものでございます。本年度、2年度でござい
ますが、派遣職員が4名でございしますが、令和3年度は2名増え、6名の職員
を派遣する予定でございします。今回の要因としては職員2名分の敷金礼金、家
賃等諸経費を計上したことによる増加となっております。

中平委員 今回の職員研修事業に若干かかるとは思いますけど、令和3年2月1日
に定期監査結果報告書の中で、6ページ「意見(4) 組織及び運営状況の合理化
について(時間外勤務の状況において、監査委員より職員の勤怠管理が適切に
行われているか、長時間の時間外勤務が行われていないかについて監査を行っ
たら、勤怠管理について所属長が職員の出勤・退勤時間を把握・管理してい
ない者が見受けられた)」と。それで、監査委員は「所属長は職員の勤怠管理を適
切に行うとともに、時間外勤務を命令する場合は必ず事前に必要性を十分に精
査し、業務全体の進捗状況、今後の業務遂行計画等の確認を行い、時間外勤務
の実績時間を正確に把握するなど、適切に取り組まれない」と意見されていま
す。最近では働き方改革関連法が施行されたところでもありますから、令和3
年度の事務執行の中でどのように改善しようとされているのかお尋ねいたしま
す。

井関総務課長 今、委員が言われましたとおり、今回の監査の指摘につしまし
ては、今現在この庁舎につきましては、東側の入り口にICカード機器にかざす
ことで職員の出退勤管理ができるシステム等導入しているところでございま
す。ただ、このシステムの出退勤の時間と、実際の所属長が命令した職員の時間外
勤務命令との間に差が生じていると。それに対して所属長がきちんと管理がで
きていないんじゃないかというところのご指摘でございします。今回このよう
なご指摘を受けましたことから、総務課といたしましても、現在庁内のシステ
ムのイントラネットというのがございしますけど、そちらのソフトウェアの更新に
よりまして、今現在の職員の机にある端末を強制的にシャットダウンできる機
能も付加されておりますので、今後はその運用面での協議・調整いたしまして、
労務管理の徹底と時間外勤務の縮減を進めてまいりたいと思っております。ま
た、所属長に対して職員の労務管理の徹底について、再度しっかりと周知徹底
を図ってまいりたいと考えているところでございします。

岩藤委員 予算書の107ページの1項「総務管理費」9目「電算管理費」「電算
システム管理事業」についてお伺いします。予算説明資料のほうでは7ペー
ジですが、新規事業としまして「議事録作成支援システム導入事業」というふう
になっておりまして、112万2,000円の予算額が上がっておりますが、これが議
事録の録音で議事録を起こすという内容のものだと思いますが、業務の効率化
を図るというふうに書いてあります。この業務の効率化を図るということでご

ういうふうにしゃべっておいて、どのような効率というか、何割くらい文字に起こせて、事務作業がどのように効率化が、手間暇がかからなくなるのか考えておられるのかお伺いいたします。

井関総務課長 この議事録作成支援システムの導入につきましてでございますけれど、現在会議が終わったあとに会議録の調製などをする場合に、職員がそのかかった時間を聴きながら、時間数を聴きながらテープ起こしをしているところでございます、非常に時間と職員の負担がかかっているところでございます。そちらを総務課のほうで調査をいたしまして、令和元年の10月1日から令和2年9月30日までの1年間で会議のほうを調査させていただきまして、小さな会議は除きますけれど、計76回の会議、出席者数は629人、154時間の会議時間に対しまして、テープ起こしにかかる時間は686時間と、約4倍の時間を要しているところでございます。1時間の会議ですと、テープ起こしにかかる時間は平均4時間という調査結果が出ておるところでございます。今回、昨年でございますけど、11月26日から12月23日まで業者のほうからトライアル期間ということで、12時間程度の制約がある中ではございましたけれど、各課の会議等のテープ起こしのトライアルをさせていただきました。その結果、平均1時間の会議に対して、このシステムを使うと8分程度であらかた、70%から80%の精度ではございますけど、テープ起こしが可能でございました。ただ、残りの20から30%の部分というのは、再度人間がしっかりと、職員がしっかりとチェックをしなければいけないということでございますので、そういった時間も含めると、やはり1時間半から2時間は要するというところがございますので、このシステムを導入することによって、時間的には2分の1の時間が削減できるのかなと今考えているところがございます。また、調査の結果、職員のほうからも非常に変換精度は高いということで、ぜひとも導入のほうをお願いしたいという意見も多く寄せられているところございまして、職員の労働も抑えるという意味で今回負担軽減、また業務の効率化といったところで予算を計上させていただいたところでございます。

岩藤委員 もう1点、この議事録のシステムを使うのは、全ての会議が当たるのか、小さな会議と先ほども言われましたけど、その線引きというものがあるのかどうか、お伺いをいたします。

井関総務課長 そうですね、例規で、国保運営協議会とかで公表なり会議録を調製する規定が設けられている場合には、そういったテープ起こしをしなければいけないんですけれど、ほかの定めのないところにつきましては、やはり確認とか、そういった場合で記録を取られるのが大多数ではないかとは感じているところがございます。今私のほうで調べたところでは、選挙管理委員会、国保運営協議会、農業委員会総会等の調製等が。ほかにもちょっと多数、若干あ

りますけれども、そういったものが主なものと考えているところでございます。小さい会議等につきましては、会議録、テープ起こしをする必要はございませんけれど、会議の全体の流れ等を把握しておき、また、次の会議等に役立てているということで、テープ起こしをする場合がございます。ただ、その場合はきちんと仕上げる必要もないということから、今回のシステムでは 7 割から 8 割程度起こせば全体の内容が把握できるといったところもございますので、そういった活用も考えられるのではないかと考えます。

中平委員 予算書 85 ページ、説明番号 001、「職員人件費」なんですが、常々予算と決算とで申しておりますが、障害者の雇用について令和 3 年度はどう取り組んでいくお考えなのかをお尋ねいたします。

井関総務課長 まず、障害者の現状でございますけれども、令和 2 年度正規職員に対しまして正規職員の 453 人に対しまして障害者が 6 名、会計年度任用職員 464 人に対しまして障害者は 5 名の方。合計 917 人に対して障害者 11 名の方を雇用しているところでございます。昨年の 6 月 1 日時点の法定雇用率でございますが、自治体に対しては 2.5 パーセントというところではございましたけど、本市におきましては 2.3 パーセントというところではございました。この原因いたしましては臨時職員が会計年度任用職員という制度に移行したことにより月給制等により階層が決められたことによりまして分母の数等に変更があったことによるものでございますが、今現在で申しますと、この 3 月から自治体等に課せられる雇用率は 2.6 パーセントに上がっており、今現在の市の法定雇用率が 2.8 パーセントとなっているところでございます。ただ、今後も障害者の方の雇用の場を確保するという観点から次年度以降も正規職員また会計年度任用職員のほうでしっかりと募集等も行っていきたいと考えているところでございます。

三輪委員 予算書 87 ページの一般管理費、いじめ問題調査検証委員会委員報酬についてお聞きします。教育総務費の教育振興費でいじめ問題調査委員会という調査委員会の委員報酬が計上されておりますが、このいじめ問題調査検証委員会というのはどのような役割を持たせるのかをお尋ねいたします。

井関総務課長 根拠につきましてはいじめ防止対策推進法の規定に基づいて設置をしておりますけれども、教育委員会のほうの付属機関である長門市いじめ問題調査委員会に、教育委員会の実施する調査の結果、重大事態に係るものとしてこちらのほうに報告されたものについて調査を行うものでございます。

三輪委員 それでその調査委員会が出た報告書のとおりそれを検証されるということで、かなり専門性が求められると思いますが、何名の委員でどのような職にある方が運営委員に就任される予定なのかをお伺いします。

井関総務課長 今現在委員につきましては 5 名を予定している、5 名の予算を計

上させていただいているところでございます。任期につきましては 2 年。今委員さんが言われましたように、どういった方かということでございますけれど、調査を公平に行える弁護士等、有識者を考えているところでございます。

三輪委員 その下の特別職報酬等審議会委員報酬についてお尋ねいたします。2020 年の 11 月 20 日に答申が出たばかりになります、新年度、これを予算計上される理由についてお聞きします。

井関総務課長 報酬審議会につきましてはこれまで開催する中で様々なご意見をいただいております、いつ開催されるか不透明な部分もございますから、不測の開催に備えて次年度から、通年予算として計上させていただきたいと思い、計上しているところでございます。ただ、開催につきましては給料等に諮問を諮るというのが市長の所掌事項でございますので、今後は必要に応じて開催の方をさせていただければと思っております。

三輪委員 審議会条例では委員は長門市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度市長が任命するというふうに第 3 条でうたっています。それで近年の調査委員会を見れば一部委員が固定化されております。あと会長も固定化される傾向が見られますが、このことについて是正するお考えはありますか。

井関総務課長 委員さんにおかれましては数ある団体の中から市民を代表する方というかたちで、また有識者の方ということでこれまでしているところなんですけども、今三輪委員さんが言われるようにこれまでそういった団体の長と言ったところで確かに固定化されているところはございます。ただ、団体は固定化されていますけど、例えば団体の代表者さんとかは交代等もされているということで人については変わっているところもございます。それと、あとどうしても他市等と調査する中で、どうしても住民代表というポジションにおられる団体等の方については外せないところもございますが、今後開催する際、これまでもそうですけど、そういった選考にあたっては協議させていただきたいと思っております。ただ、附帯事項が最近付けられておりますので、やはりその件につきましては一定程度現行の委員さんのご理解、ご意見をいただく必要があらうかと思っておりますのでその辺も考慮しながら選考に当たってまいりたいと考えております。

中平委員 予算書 89 ページ、説明番号 900 番、一般管理費の庁用車リース料、これは他の課にもありますが、総務課に代表して質疑させていただきます。車のリースの件ですが、自動ブレーキ等、安全アシスト機能が付いている車は導入されているのかをお尋ねします。

井関総務課長 庁用車両、公用車の自動ブレーキ等の安全性能が付いている台数でございますけども、総務課が管理いたします、集中管理車が 19 台ございま

す。うち、安全性能付きの車両については 8 台、総務課以外の部署で管理する車両につきましては 153 台ございまして、そのうち安全性能の車両については 6 台ございます。合わせて市役所内に 172 台中、安全性能付きの車両については 14 台でございます。

中平委員 交通安全とか事故防止の観点からもこれから安全アシスト機能のついた車を庁用車に採用されるというお考えはありますか。

井関総務課長 最近公用車の更新なり購入の際に、こちらから安全性能の仕様書というものを示さずとも、標準でそういった機能が装備されている車両が最近は多く見受けられます。ただ車両によっては付いていない車両も当然ございますが、今委員さんが言われましたように、交通事故を未然に防ぐ対策として研修のみではなくて今後は公用車両の購入の際にはそういった安全性能機能付きの性能面といったものを考慮していきたいと考えております。

中平委員 予算書 89 ページの職員健康診断業務委託料については前年度に比べ 230 万円の増額計上となっておりますが、その要因についてお尋ねいたします。

井関総務課長 職員健康診断業務委託料につきましては、こちらのほうは労働安全法に基づきまして、常時使用する労働者に対しまして健康診断を受けさせなければならない事業者の責務となっておるところでございます。こういった、本市の職員に対して健康診断業務を委託するものでございます。今回、昨年と比較して増加した主な要因でございますけど、こちらにつきましては業者のほうに確認しておりますが、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止対策に係る諸経費の増、それから全般的な単価の見直しをしたことが主な要因となります。その他、職員の健康診断の中で人間ドックということで各健診センターや病院などで独自に受けられる方がいらっしゃいます。今回はコロナの関係でなかなか病院等でそういった人間ドックを受けられないという方が多くいらっしゃいましたので、次年度においてもそういった受けられない方々の人数というのも含めておりますのでこちらも増加の要因となっているところでございます。

中平委員 予算書 318 ページ、13 款「諸支出金」1 項「基金費」の庁舎建設基金についてお尋ねいたします。昨年度の決算審査でも取り上げておりますが、この基金については名称や使途の変更をしたいという答弁がされております。今後、この基金はどうされるのかをお尋ねします。

井関総務課長 現在の庁舎建設基金につきましてはこちらの庁舎に限った基金になっております。今回、令和 2 年度ですべての事業が終了いたしますことから、他の公共施設の解体につきましては何か基金が使えないかということで、新たな基金を造成して積み立てることを検討しております。決算のほうでもお答えをいたしておりますが、6 月の定例会のほうにそういった新たな基金を造成

をして積み立てる条例案等をご提出できればと考えているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 11 時ちょうどにします。

— 休憩 10 : 49 —

— 再開 11 : 00 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、企画政策課所管分につきまして、補足説明を行います。予算書 90 ページからの第 2 目「文書広報費」、説明資料は 5 ページになりますが、シティプロモーション事業では、市民で構成されるシティプロモーション部員の研修と、当該部員による SNS を活用した発信の取り組みを継続するとともに、新たに、首都圏アンテナショップでの本市の発信や、総務省の地域おこし企業人交流プログラムを活用した外部人材の登用のための予算を計上しています。次に、予算書 94 ページからの第 6 目「企画費」、説明資料は 5 ページになりますが、「定住促進対策事業」では、コロナ禍において、地方への関心が高まる中、移住コーディネーターを 1 名増員し、東部、西部地区の 2 名体制とすることで、定住支援員との連携により、さらなる移住者の受け入れを促進することとしています。続いて、予算書 108 ページからの第 10 目「ケーブルテレビ放送費」、説明資料は 8 ページですが、光ファイバー網整備事業では、令和元年度から 3 カ年計画で実施してきた本市ケーブルテレビ施設の光ファイバー化について、国の「ケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」を活用し、東深川、西深川、青海島を除く仙崎地区の整備を行うことで、市内全域の整備を終え、通信速度の高速化と、放送の伝送に係る広帯域化を実現するための予算を計上しています。最後に予算書 120 ページからの第 34 目「地方創生推進費」、説明資料は 11 ページですが、新たに「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」を立上げ、コロナ禍において関心が高まるアウトドアスポーツを通じた着地型観光メニュー開発や発信など、下関市や美祢市との連携による広域での強みを生かした交流人口拡大の取り組みを、国の地方創生推進交付金を活用し行うこととしております。このうち、シティプロモーションを担当する企画政策課においては、メディアを活用した情報発信や、国内在住の海外に影響力を持つ、いわゆるインフルエンサーを招聘した発信の取り組みを行い、ポストコロナを見据えた事業を進めてまいります。以上で補足説明を終

わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 予算書 91 ページ、説明資料 5 ページ「シティープロモーション事業」についてお尋ねいたします。予算の概要を見ますと、今、総務部長も言われたんですが、総務省の地域活性化企業人制度を活用し、外部人材を登用するとありますが、この地域活性化企業人制度とはどのような制度なのか、お尋ねいたします。

村上企画政策課長補佐 地域おこし企業人プログラム、令和 3 年度からは地域活性化企業人制度と名称が変更になりますけれども、このプログラムにつきましては、地方公共団体が 3 大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れまして、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力の価値の向上等に繋がる業務に従事してもらう総務省のプログラムでございます。このプログラムは、特別交付税措置の対象となっておりまして、企業人の受け入れに係る経費や企業人が発案、提案した事業に要する経費などが特別交付税として措置をされます。令和元年度時点におきまして、全国で 65 団体、95 人の企業人がそのプログラムを活用して活動されておりまして、ICT 分野や観光分野、シティープロモーション分野などで民間企業のノウハウを活かした活動をされておると聞いております。なお、派遣期間につきましては、6 カ月から最長で 3 年というふうになっております。

三輪委員 今、期間で 6 カ月から 3 年と言われましたが、本市では、その外部人材をどのくらいの期間予定されるのかお尋ねします。

村上企画政策課長補佐 総務省の地域おこし企業人プログラムで交付税措置の対象となります期間が最長で 3 年であることから、任期については 1 年更新で最長で 3 年間を予定しております。

三輪委員 それで、これも予算の概要を見ますと、情報発信に係る分野のスペシャリストというふうに書いてありますけど、具体的にこの方はどのような仕事をなされるのかお尋ねします。

村上企画政策課長補佐 シティープロモーションの取り組みを強化していくためにノウハウを持った外部人材を司令塔として登用することにより、全庁的な取り組みに発展させるとともに、企業のノウハウや人材等の活用、近隣市と連携した取り組みを行うこととしております。外部人材につきましては、企画政策課のほうでノウハウを活用したシティープロモーション業務を推進をしていただくこととしておりますが、具体的には長門市の認知度の向上及び交流人口の拡大による地域活性化を目的としたシティープロモーションのビジョンや体制づくり、それから首都圏での情報発信フェアの企画や運営、市民参加のプロ

モーション体制づくり、また、ワーケーションのプログラム参画や首都圏企業などへのプロモーション、アウトドアツーリズムの参画等の業務にあたっていることを想定しています。

三輪委員 それで、予算書で地域おこし企業人交流プログラム負担金 560 万円が計上されております。それで、あとから出てくる「海・山・人がおりなす新たな旅のスタイル創造事業」の中に、地域おこし企業人交流プログラム事業費補助金というのがありますが、この負担金と補助金というのはどう違うのかお尋ねします。

村上企画政策課長補佐 この 2 つにつきましては、同じ地域おこし企業人プログラムを活用して外部人材を招へいするものですが、シティープロモーション事業で呼ぶ外部人材につきましては、配属先が企画政策課となりますことから、派遣先への負担金という形で計上しております。一方で、海・山・人がおりなす新たな旅のスタイル創造事業では、配属先が長門市観光コンベンション協会を予定されておりますので、市から観光コンベンション協会への補助金という形での計上となっております。

三輪委員 違う予算のことを聞いてしまいました。それは分かりました。ありがとうございます。それで、首都圏のアンテナショップで本市の PR ブースを出展というふうにありますけれども、これはいつ頃、どのくらいの期間、どの程度の規模で行うのか、また、アンテナショップの場所等が確定しておればお尋ねいたします。

西原広報広聴係長 ふるさと交流ショップフェアは、東京都台東区が運営する自治体アンテナショップで、1 週間単位で賃料無料で借りることができる施設です。年間を通じて全国のような自治体が週替わりでフェアを開催しており、本市においてもシティープロモーションの一環としてこのショップを活用したプロモーションを行う予定としております。内容につきましては、本市の観光や特産品の PR のほか、移住・定住、ふるさと納税など、総合的な市のプロモーションを行うこととしております。また、時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、令和 4 年の 3 月を予定しております。規模につきましては 1 週間程度とし、職員が 2, 3 人参加するほか、連携協定を締結している日本航空株式会社のスタッフなどのサポートもお願いする予定としております。

三輪委員 続きまして、予算書 97 ページ「定住促進対策事業」についてお尋ねいたします。3 年度移住コーディネーターを 1 名増員されるということですが、今年度移住相談というのはどのくらいの件数があつたのかお尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 移住コーディネーターについては、今年度につきましては重点的に向津具地区をモデル地区として配置をさせていただいております。

す。その中で、令和 2 年度につきましては、2 月末時点で 147 件の相談を受けておるところでございます。ちなみに令和元年度につきましては 52 件ということで、相当数の増があったところでございます。

三輪委員 それで、1 名増員されるということですが、この増員される移住コーディネーターの業務内容、応募条件、勤務条件についてお尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 まず業務内容でございます。業務内容につきましては、移住相談、地域案内といたしまして、移住希望者へのヒアリングによる希望に応じた地域案内、更には移住者紹介等による移住相談を承るという形を取っております。更に、情報発信といたしまして、地域情報の収集、更には SNS やウェブサイトを活用した情報発信を行う。加えて地域の受け入れ体制の構築といたしまして、日常的に集落に関するコミュニティー、更にはまちづくり協議会、集落支援員、すでに移住をされた方とのコミュニケーションによる受け入れ体制の拡充を行っていくこと。加えて、長門くらし体験モデルコースの造成などを行って、様々な関係機関との連携を進めていくことを想定させていただいております。更に応募条件につきましては、現在会計年度任用職員として、本議会での議決を得ることを前提条件といたしまして、市のホームページ等で現在応募を進めているところでございます。勤務条件につきましては、配置場所、働いていただく場所を企画政策課内とさせていただきまして、週 5 日 35 時間の勤務ということで、先ほども申しましたとおり、会計年度任用職員の報酬と、更には手当等で対応をさせていただくということで考えているところでございます。

岩藤委員 今の説明を受けて、東部地区、西部地区というふうに今言われたんですけど、その東部・西部の地区が限定されているのかどうかをお伺いいたします。

堀企画総務部政策調整監 今回置かせていただく、東部・西部地区に置かせていただくということですが、限定ということでお尋ねでございます。私どものほうといたしましては、現在、更に今後も、先ほども申しましたように、まちづくり協議会等との連携、地域コミュニティーとの連携を考えている中で、すべからず全ての地区において活動は行っていく予定でございます。ただし、先ほども申しましたとおり、協議会等の協力等お話をいただいているところを重点地区と設定させていただきまして、東部につきましては、俵山・仙崎・三隅、三隅地区においてはご承知の委員の皆さんもいらっしゃると思いますけども、市地区において、地区のワークショップをされて、空き家等の把握をしっかりとされているということで、そういったところも重点地区とさせていただこうと。更には、西部につきましては現在、油谷地区において向津具・宇津賀・伊上まちづくり協議会において連携をさせていただいて、事業を促進していくという

この話をいただいているところを重点といたしまして対応していきたいというふうに考えているところです。もちろんそれ以外の地区につきましても、当然担当をさせていただきながら、広範囲に活動させていただく予定でございます。

中平委員 この対策事業の最後の移住支援金、これにつきまして前年度より減額計上になりましたが、そのことについてお尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 令和 3 年度につきましては、補助金の内訳といたしまして、遊休資産の購入費の補助金 50 万円、さらに空き家の家財撤去等の助成事業補助金といたしまして 5 万円×2 件の 10 万円、さらには空き家リフォーム助成事業補助金といたしまして、子育て世帯分のうちの上限 1 件を想定した 75 万円を鑑みまして、予算化をさせていただいたところでございます。この中におきまして、昨年度は移住・定住体験モデル支援事業を行い、この補助を計上しておったところでございますけれども、効果等で私どもほうといたしましても、PDCA サイクルの検討の中で更に効果が上がる事業があるのではないということで、この度、令和 3 年度については見合わせをさせていただいたところでございまして、このような形にさせていただいたところでございます。

重村委員長 関連はございますか。ないようでしたら、他の質疑をお受けいたします。

三輪委員 同じく予算書 97 ページ、地域おこし協力隊設置事業についてお尋ねいたします。説明資料を見ますと、本市への隊員応募者が減少しているというふうに載っておりますが、この減少する要因をどのように課としては分析されているのかをお尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 すみません。三輪委員のほうからのお尋ねの前に、ひとつ先ほどのご質問について、お尋ねの内容と少し相違していた点もあるかも知れませんが、もうひとつちょっとお話をすると、移住支援金というものをちょっと別に計上させていただいております。これについては 1 世帯あたり 100 万円、単身の方が 60 万円ということで 160 万円を計上させていただいているところでございます。これについては、国の支援を受けながら東京都在住の方々、移住についての関係する助成をさせていただくというものでございます。これについてもご説明をさせていただきます。補足でご説明をさせていただきます。さらに三輪委員からのご質問のほうにお答えをいたします。地域おこし協力隊の応募者が減少しているということで説明の中にあげさせていただいております。これにつきましては国が令和 6 年度に隊員数を 8,000 人まで増やすことを目標と掲げさせていただきながら、全国の市町村に地域おこし協力隊の制度を促進するということを促していくというようなこともあって、全国的に当制度を活用する市町村が増えておる状況でございます。例を申し上げますと、

平成 30 年度につきまして 161 団体、29 年度では 1,000 を切る 997 団体であったものが、令和元年度につきましては 1,071 団体というような形になっておる状況でございます。こういった中で募集をされる件数が大幅に増加していると。さらには都市部で積極的に募集フェアやセミナーを開催したり、民間の人材募集サイトを活用したりしている自治体が増えてきているところから、応募者の意識が様々な自治体に向かっているということで、私どものほうの募集に対しての応募者が減少している要因となっているところでございます。ただし一方では、今年度後半から募集をさせていただきました自伐型林業事業担当においては、募集人員 2 名に対して応募総数は延べ 8 名であったことから鑑み、コロナ禍における都市部の地方移住ニーズが確実に高まっているということも判断できまして、この期を逃すことなく都市部においての積極的な PR を進めることで、今後の応募者の獲得につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

三輪委員 魅力を PR しなければならないということで、長門市魅力発見交流フェアを首都圏で開催をされるということですが、このフェアの内容についてお尋ねをします。

堀企画総務部政策調整監 長門市魅力発見交流フェアについてのお尋ねでございます。長門市魅力発見交流フェアにつきましては、首都圏において長門市における交流人口、さらには関係人口を創出する機会をつくることを目的とするものでございます。これについては、本市と包括連携協定を締結しております株式会社モンベルが運営されております東京都にあるモンベル御徒町サロンを活用させていただいて、当店舗を訪れる活動的な方々を対象に 1 週間程度の長門市の魅力が伝わる写真やポスターの展示、さらには動画の放映やアウトドア関係、地域おこし協力隊のトークイベントなどを催すことで、先ほど申しました関係人口、交流人口の創出とともに、地域おこし協力隊の募集を図っていこうということでの企画でございます。

三輪委員 応募される隊員がこちらに来られまして、やはり任期を終えたあとの支援ということで今現在、起業に関する地域おこし協力隊起業支援補助金 200 万円しかあがってないわけですが、やはりどうしても任期後というのは不確定であるし、不安になると思いますが、新たに任期後の定住支援について市ではどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 委員の皆様の中にはご承知の方もいらっしゃるかも知れませんが、現在、令和 3 年の国の予算審議が国会で行われているところでございます。その中において地域、自治体の支援策といたしましての地方回帰支援を進めるという観点から、現在、国会のほうで地域おこし協力隊の任期後の定住支援策の創設を審議いただいております。これに

つきましては、任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費ということで、特別交付税措置において措置率で移転後の支援を行っていかうということで、現在審議いただいているところでございます、この予算が確定をした上で国・県のほうからの様々な資料の提供に基づいて、我々のほうで規則を整備した上で来年度の補正の中で対応をご協議させていただこうというふうに考えておるところでございます、こういった形での支援策を今後も充実させることにより定住に向けた取組を進めて行きたいというふうに考えております。

林委員 それで、今の三輪委員のご質問にあったように、今回この地域おこし協力隊の起業支援補助金というのが 200 万円計上されているんですが、前年度は 300 万円計上されてて、今回 200 万円に落ちている。そのことというのは、今調整監が言われたように、いわゆる国の予算を待っててということなんですか。それともこの 300 万円から 200 万円と、起業支援しなければいけないとか言いながら予算は落ちているというのは、何か理由があるんですか。

堀企画総務部政策調整監 今回 200 万円の計上をさせていただいたところでございますが、これにつきましては算定根拠といたしまして来年度退任する予定の協力隊員が 2 名おるということで、上限額 100 万円×2 名ということでの積算をさせていただいております。勿論、当然途中退任ということも、隊員の中には早く起業したいということでされる方もいらっしゃることは想定されており、この場合には補正等でご協議を申し上げるという形で運用させていただきたいというふうに考えております。

重村委員長 関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、他の質疑をお受けいたします。

三輪委員 予算書 109 ページのケーブルテレビ放送費、光ファイバー網整備事業ならびにケーブルテレビ施設指定管理事業についてお尋ねをいたします。新年度で光ファイバー網の整備が市内全域完了ということになるわけですが、そのことによって料金の見直し、改定についてはどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 料金につきましては条例で定めておりますので、今ここで明言することは難しいと思いますけれども、民間の光ファイバー網を使ったサービスというものもある中で、今指定管理者と協議をしながら、なるべく使い易いような形での料金設定というのを考えておりまして、予定では本年の 9 月定例会あたりに条例改正案を提出させていただくように指定管理者と協議をしておるところでございます。

中平委員 この光ファイバー網整備事業が 3 年度末には完結すると、市内で。そのときには都市部並みの大容量高速通信ができるのかというのを伺いたい

します。

河野光ファイバー網整備推進室長 本予算ではございませんけれども、9月補正で議決いただきまして、先日入札を行った俵山地区・青海島・渋木・真木、この工事におきましては通信の補助事業を使っております、その中でセンター系を長門地区を見据えた上での高速の整備をこの中で行うということを予定しております。これによって民間の光ファイバーレベルの速度は実現できるものという形での整備を進めております。

綾城委員 何点か質問をさせていただきます。まず光ファイバー網整備事業 8億 7,031 万 5,000 円、これの財源内訳についてお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 これにつきましては、ケーブルテレビの光化による耐災害性強化事業、コロナの影響を受けて若干名前が、その前に「新たな日常の定着に向けた」という言葉がはいっておりますけれども、新たな日常の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業を活用することといたしております、国庫補助については 3 億、残りについては過疎債が 5 億 7,000 万円、それから一般財源で 31 万 5,000 円ということで計上させていただいております。なお、通信部分につきましても——先ほど言いましたのは放送の補助事業でございます、通信の部分についても先刻、総務省のほうからリリースされておりますので、それを受けて、それも活用できるような形で調整を進めているところでございます。

綾城委員 何点か確認をしますが、これは 3 期目の後期の工事の予算でありますけれども、1 期、2 期の進捗状況、残工事、それと残工事の金額についてお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 1 期につきましてはご存じのように三隅地区と湯本の一部ということで、事業的には一応 100 パーセント完了しているということになっております。それから 2 期の日置、油谷地区については 3 月末での進捗率を 93 パーセントというかたちを見込んでおりまして、事業費としてはおよそ 9,500 万円が残となる見込みとなっております。これにつきましては、以降の予算の補正や契約変更の追加提案というところで細かく説明をさせていただこうと思っております。

綾城委員 それと、この予算ですね。3 期の工期の入札、これいつ頃行う予定なのかということが、このたびの設計監理と、施工とこれを一括発注される予定なのかお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 入札につきましては総務省の補助金の交付決定を受けてからの作業となりますが、速やかに行えるようにできる部分は同時進行で進めながらというふうには考えております。それから発注につきましては今年度から施工会社を対象に設計施工を一括発注というかたちで入札を行

っております。これによりまして、工期に大きく影響する部材の発注、それから各種申請に関する責任の所在の一元化ということに関しては一定の効果が見られたと判断をしております、同様に設計施工一括発注としたいというふうに考えております。なお、施工監理業務に関してはこれも同様に客観的視点から設計内容や品質をチェックする事を目的に、別発注とする予定にしております。

綾城委員 1点確認なんですけど、前も一定の効果が見られたということでこのやり方をやられるというふうな説明があったと思うんですけど、先ほどの9,500万円予算があって、93パーセントの進捗率というところで、遅れが出ていると。で、この一定の効果があったというのは何を指していらっしゃるのかというところを確認したいと思います。

河野光ファイバー網整備推進室長 これは設計を行いながら部材の発注を行なえているということで、工事にかかれる準備は早期に整えられたというふうな判断でございます。それなのになぜ遅れているのかというところなんですけども、工期に影響するもう一つの外的要因として、ケーブルを工事していく上で電柱に電線を共架していくための申請で、それを、許可をいただいてから工事をすると。部材等品数は出そろっているんですけども、それをいただかないわけには、工事は進まないというところがありまして、昨年、今年度も今のところそうなんですけども、コロナ禍における通信環境の整備を目的に国の方で、昨年大きな2次補正というのが組まれまして、全国的にそのあたりと同様の整備を行っていることから、電柱共架の申請、それから許可の部分について業務量が大幅に増加しているところから回答時期がこちらの想定している時期よりも相当遅れてきているというところからなかなか工事にかかれないという部分で、最終的には工期に影響しているというところでございます。

綾城委員 この工事ですけども、この予算のですね。令和3年度末、工事完了に間に合うかどうかお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 工期短縮を図るために設計施工を一括で発注をしているという部分と、工程を作成していく上で標準の工期というのがございまして、それに基づきうちのほうも、これを事業の性質上年度内完了しなくちゃいけないということから、年度内で工期を設定して入札をかけると。それに対してできるから応札をされたという部分で言うと、工程的には可能であるというふうには考えています。ただし先ほど申しました、全国的な光ファイバー整備に伴う電柱共架、申請、許可業務、これについては煩雑な状況というのは変わらないわけございまして、その決定については電柱管理者と協議をしながら、聞くところによると来年度は人員を増強して対応していただくというようなご回答もいただいております、極力工期内に完了をできるように

しっかり調整していきたいというふうには思っております。それから、そういった不測の事態について変更申請とか繰越し等とかにつきましては総務省の方からも速やかに報告されたいという旨の指導もいただいておりますので、状況を見ながら迅速に対応していきたいというふうに思っています。

綾城委員 最後の質問です。1期の工事はソルコムさん。2期工事はNECネットワークスアイさん。3期の前期が富士通ネットワークソリューション、今回の。それぞれ違う会社が施工ということになっております。で、機械が混在することが予測される中で、事業が完成後、保守管理の体制はどのようにされていかれるのかお尋ねします。

河野光ファイバー網整備推進室長 詳細設計の段階で導入機器につきましては先行機種との互換性等もしっかり協議をしながら詳細設計を行っておりまして、今結果的には1期と2期につきましては同一機種の使用というかたちになっております。今後も保守管理の中でこれから、すでに3期の前半ですね、これは先日入札を行って、3期の後半、本予算につきましては予算決定後、入札をしていくんですけども、詳細設計の段階でそのあたりをしっかりと詰めていきながら機器の選定を行っていききたいということと、保守管理につきましてはそれぞれやったところでないとなかなか分からないという部分もありますが、その辺は情報を開示していただきながら1元管理できる形で今調整を進めているところでございます。

林委員 今ずっと、工期が間に合うのかというような、当初予算に計上して。昨年の日置、油谷の工事で入札案件を議論した総務民生委員会の中で、その前に合った湯本三隅地区の工期が間に合わなかった。結果として交付金の対象にならない部分を手出しというお話もありましたが、国は今全国でこういう、コロナ禍もあって推奨している中で、当然予見できると思うんですよ。国も全国の自治体の手を上げているわけだから。そのあたりというのは柔軟に、交付金の在り方というのは何か柔軟な対応というのはできるようになっているんですか。お尋ねします。

堀企画総務部政策調整監 柔軟な対応を国が取っていただけるかどうかというところでございます。このたび、本委員会にかけさせていただいている予算はともかくといたしまして関連ということで、先ほど委員のご質問のあった1期、2期の状況もございました。その中で、国の方からは先ほど私ども職員が申し上げましたとおり状況に応じて繰越しについての案件も早期に協議をいただければ対応可能というふうに考えておるといような回答はいただいております。例えば先ほどお話しした2期の日置、油谷でございますけれども、これにつきましては補助裏のほうの財源といたしまして過疎債を上げているということもございまして、繰越しにしようとして過疎債を借りることができないという状況もご

ざいまして、このたびは新たな工事として別に上げさせていただこうというふうな考えのもとで後ほどまた委員会の方でも諮らせていただくということになったものでございます。さらにこれから発注する入札が終わりまして、後ほどまた審議をいただく案件につきましても、これについても繰越し等の事案については柔軟に対応するということは先ほど申しましたとおり国からは再三ご連絡をいただいております。さらに今回こちらで諮らせていただいている予算につきましても新年度に発注をさせていただくわけですが、これについても従来なかなか総務省のほうとして事業終了を単年度でとおっしゃっていた部分については改善されておりまして、繰越を考えた上での予算化を考えられておるかどうかという問い合わせもいただいております。そういった対応も念頭に入れながら今後は事業の執行に向けてまい進していくつもりであります。

林委員 堀調整監、いろいろお話をされて、話が過去に戻ったり今に行ったりで頭を整理するのが大変だったです。とどのつまり、今回の当初予算に計上された事業についてはたとえ繰越しをかけても、繰越というか工期が年度内に完了しなくても単独市費等の持ち出しというのはないのかあるのか。もしないとなれば国はそういうふうに柔軟に対応してくれているのかという、そういう方針を示しているのかというのをちょっと聞いたんですけど。もっとコンパクトにお願いします。

堀企画総務部政策調整監 この度の予算につきましては、繰越すること、先ほど申しました外部要因によって繰越しをすることも想定をしたうえで繰越が可能なことも考えております。国のほうからもそれは先ほど申しましたようにご案内をいただいているということで、とはいえやはりサービスを提供する立場から3年度内の完了を目指していくことはもちろん当然のことというふうに考えて事業を進めてまいります。ですから、予算につきましても自主財源、要は一般財源の持ち出しがなく事業を進めていくということで考えているところでございます。繰越しをしたとしても自主財源の持ち出しはないということで考えておるところでございます。

林委員 例えば、去年の9月、今回議案が後で委員会付託されて入札がかかった案件がありますよね。総務民生委員会で議論される青海とか俵山とか。あれというのは9月に補正予算を通して、その予算書にもうすでに繰越明許補正がかかっていたんですよ。で、じつは湯本と三隅の部分については工期内に終わらなかったから、その出た部分が補助対象外になって単独市費の持ち出しがありうるというようなお話を総務民生委員会の中でされていたから、今回この当初予算を計上して非常にタイトな、それでもタイトなスケジュールになるだろうと予見をされるので、そういった場合繰越しをかけたという、繰越をかける

というのと設定した工期に間に合わないというのはもうちょっとはつきり分かりやすくお答えしていただければ。分かるかな、意味が。繰越しをかけるということは、それを総務省、それも工期内にという、含めてという感じなんですか。そこがちょっと分からない。

堀企画総務部政策調整監 委員のお尋ねの内容につきましてですけども、これまでの工事に応じて、これまで採用してきた国の補助の予算、その性質等鑑みて、繰越しが可能かどうか。さらにはこちら側が外部要因に応じて繰越しができたとしてもその財源として使えるかどうかというところと比較のほうをというふうに私が捉えさせていただいたところで、それに応じてお話をさせていただきます。まず三隅、湯本地区の工事につきましては国との事業推進の調整の中で、当該年度というか前年度、令和元年に施工したわけですけども、前年度の予算残を用いた繰越し財源としてそれが残がある中でお示しをいただきまして、工事を行ったところでございます。この中で、すでに国の方で繰り越されている、繰り越されているといううちの方で繰り越しをして、年度末に繰り越しをして、事業を行なった中では、その当時は当然コロナ禍の影響といったものも国の方で勘案されない中で、事業的には当該年度の中で納めていただくことが条件ということでの事業実施にいたったわけでございます、そういったことから繰越し部分については、私どもの方が翌年度に、令和 2 年に行った事業については単独の市費で行ったところでございます。さらに、このたびの日置、油谷につきましても実は前年度の予算活用をしての令和 2 年度の実施ということでございましたので、これにつきましても本来ならば繰越しは認められないというところでの総務省での見解があったわけですけども、昨今のコロナ禍の中で、繰越しもできますよという、事故繰越しができますよというようなお示しをいただきました。とはいえ先ほど申しましたように我々が補助裏で用意している過疎債については繰越しがすでに認められないということもございましたので、先ほど申しました 93 パーセント以外の部分について新たな予算を用意したいということでの契約も後ほど差し上げるというかっこうになっております。今後は今日、後ほど契約案件としてご審議いただく 3 期の前半、さらには 3 期の後半につきましては一応繰り越しについても柔軟な対応をしていただけるといふ国からのお話がございましたので、先ほど申しましたような形を取らせていただくことも想定しているということでございます。

河野光ファイバー網整備推進室長 交付申請を私担当しておりますので、ちょっとその立場から補足させていただきますと、結果的に一般財源と言いますか、市の持ち出しが少なくなるように補助金とか、補助裏の過疎債だとか、いろいろ工面をしながら事業を進めています。本年度の予算につきましては、今とりあえず放送のほうの補助とその補助裏に過疎債を使っていくと。補助金に関し

での交付申請は年度内完了というのが前提となっておりますので、総務省のほうには年度内完了という形で申請をさせていただいております。これは繰り越しについて言えば、事故繰り越しについては認めるよというところなので、それは外的要因に基づいた繰り越しというのは総務省のほうは可能というふうになっています。ただ、先ほど課長が申しましたように、国からいただける補助金と、それから補助裏で使う起債部分、これの条件がそれぞれ違う関係で、補助金そのものを繰り越ししたほうが市の持ち出しが少なくなればそうしますし、ここで打ち切って残工事を、たとえば一般財源を充てて工事をしたほうが得になるのであればそういうふうな選択をします。それはちょっとその場に応じて臨機応変に対応していきたいというふうには考えています。一番の目標としては工期内、年度内に完了することを目指して進めていきたいというふうに思っております。

三輪委員 予算書の 121 から 123 ページ「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」についてお尋ねします。そもそもこの事業は 2 つの課が担当すると。2 つの課に分けた理由をお尋ねします。

堀企画総務部政策調整監 委員の 2 つの課に分けている理由のお尋ねでございますが、本事業につきましては、国の地方創生の再生計画、更には地方創生推進交付金を活用した事業ということで、県・北西部エリアにおける自然資源活用をいたしまして、自転車、トレッキング、カヌーといったアウトドアスポーツを中心とした新たなルート設定を通じての交流人口の拡大、更には関係人口の拡大、加えて地域活性化を目指すものでございます。国の地方創生推進交付金を活用してということで、先ほどお話ししたとおり実施するものでございまして、企画政策課においては、主に事業のプロモーションについての担当をさせていただく。更に観光政策課におきましては、観光プログラムの造成、ルート設定などを担当していくということでの事業分けをさせていただいているところでございます。これについては委員会審議についても分かれるということもございまして、予算説明資料等につきましても 2 つに分けさせていただいて説明をさせていただいたところでございます。

三輪委員 それで、事業のプロモーションということでは、シティープロモーション事業との関連性ということで、外部人材、情報発信に特化した外部人材の方が来られますが、この方はこの事業に対してどのように関わっていくのかお尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 先ほどシティープロモーションの関係で外部人材の登用についてのお話を差し上げたところでございまして、本事業につきましても、私どもがシティープロモーション事業について実行させていただく中で、招へいしている外部人材については、本市の魅力発信について取り組んでいた

だくこととしておりまして、この交付金事業につきましてもしっかりと関わっていきながらプロモーションを進めていくということで計画をさせていただいているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、企画政策課 所管の審査を終了します。ここで皆さまにお諮りいたします。現在入室は防災危機管理課の方まで入っていただいております。審査を継続しますか。それともここで休憩を取りましょうか。どういたしましょうか。それでは暫時休憩を取ります。再開を午後 13 時とさせていただきます。

— 休憩 11 : 56 —

— 再開 13 : 00 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、防災危機管理課所管分につきまして、補足説明を行います。予算書 117 ページからの第 17 目「防災対策費」のうち、説明資料では 9 ページの長門地区告知端末整備事業につきましては、平成 26 年度から 29 年度にかけて長門地区において告知端末を整備しましたが、設置率が約 46.2%と市全域の設置率より 17.4 ポイント低い状況となっております。この状況は、防災対策を行う上でも憂慮すべき状況でございます。そのため、今回、光ファイバー網整備事業における宅内工事を実施する機会を捉え、世帯等の意向調査を踏まえ、設置を行おうとするものです。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

橋本委員 予算書 117 ページ、説明資料 9 ページの「長門地区告知端末整備事業」これ自体は良いんですけど、この下のほうに「設置の勧奨及び意向調査を行い、設置率の向上を図る」とありますが、これはどのようなことかお聞きいたします。

井筒防災危機管理課長 長門地区は先ほどの部長の説明にもありましたとおり、告知端末の設置が従来なかったということもあって、低かったということでございます。この長門地区の整備にあたりまして、言わばいったんいらないと言われた方にもう 1 回付けるということになりますので、整備したときも年度末にかけて設置の勧奨を行っておるんですけども、どうしても宅内工事があるということで、なかなか広がらないということでありまして、一応今回事前に意向調査を行いまして、防災告知端末は極力必要なんですよというお願いと、ぜひ設置してくださいということを勧奨して設置を図ろうとするものでござい

す。なぜ意向調査をするかと言いますと、機械が一般的なものではございませんで、注文生産のような形で、少し時間がかかるということで、機器の個数を見込まないといけないということもございまして、それで意向調査を行って告知端末をぜひ付けてくださいという取り組みをしようとしているところでございます。

中平委員 今の事業の設置見込件数など、どう見積もっているのか分かりましたらお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 現在の見積もりなんですけども、長門地区のほっちゃテレビを契約されている方で、音声告知端末が設置されていない 3,698 件の方がいらっしゃるんですけども、この方に対して、長門、三隅、日置、油谷地区全体の 63.6%の 2,350 台は付けてほしいなという願望もございまして、それで 2,350 台の設置で見込んでおります。

橋本委員 同ページの「020 防災意識啓発事業」についてお尋ねいたします。洪水ハザードマップ作成事業で、対象河川で 2 級河川の 6 河川とありますが、地域によっては洪水の恐れのある河川は準用河川だと思われるのですが、この準用河川についてのハザードマップを作成されるおつもりはないのか、お尋ねします。

井筒防災危機管理課長 昨年 6 月の議会でも橋本委員さんからご質問をいただきました。準用河川のハザードマップということでございますが、今年度県の 2 級河川の調査が終わりまして、2 級の次は準用河川ということで、国の動向が、先ほど国土強じん化の動向も含めまして、今後より小さい、今の河川に移っていくということもございまして、強じん化の動き、もしくは補助制度等の動きも加味しながら今後研究してまいりたいというふうに考えております。

中平委員 この洪水ハザードマップ作成にあたっては、水防法の改正というふうに書かれておりますが、この水防法の改正とはどのようなものなのか、お願いいたします。それと、ハザードマップ 7,900 万円の配布先や、ちょっと橋本委員の質疑と被りますが、対象河川についてどうお考えかお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 水防法の改正ということで、平成 27 年度に水防法の改正が行われまして、これまで概ね 100 年に一度河川を対象にしていたんですが、今度から 1,000 年に一度の規模の水害を想定した浸水区域調査というのをやらないといけなくなりました。これにつきましては 27 年から県のほうで 2 級河川で順次行われておりまして、長門市につきましては令和 2 年度に対象の 6 河川の調査が行われたということになります。この対象の 6 河川につきましては、県の 2 級河川の、長門地区の深川川、俵山の木屋川、三隅の三隅川、油谷から日置地区にかけましては掛漕川、大坊川、泉川の 6 つになります。

中平委員 ハザードマップの配布先は。

井筒防災危機管理課長 すいません、お答えしておりませんでした。基本的に配布先は浸水想定区域のある自治会が対象となります。予算を要求した時点で、県の浸水想定区域調査が終わっていなかったため、前回のデータを参考に、枚数で申しますと三隅川で 1,050 枚、掛湧、大坊川で 1,620 枚、泉川で 220 枚、木屋川で 260 枚、深川川で 4,750 枚、足して 7,900 枚で見込んでおります。なお、この浸水想定区域は 1,000 年に一度ということで、拡大するということが想定されておりますので、印刷物の増が想定されますが、そちらについては委託内容を少し変えていくことで予算内での対応が可能だというふうに考えております。

吉津委員 今のハザードマップに、避難経路とか避難場所というのは掲載があるのかどうか確認させてください。

井筒防災危機管理課長 ハザードマップの避難経路、避難場所についてのお尋ねだと思います。避難経路につきましては、避難経路の途中に土砂崩れとか通行止め等の発生が想定されますので、一律に経路を示すということが難しいということで、経路については掲載ができません。避難場所については、当然掲載はするんですが、今回 1,000 年に一度の災害と、100 年に一度では浸水のエリアが違ってきますので、それぞれに応じて避難場所を区分けして掲載するということを考えております。

橋本委員 国土強じん化地域計画が発表されましたよね。そのためには地域防災力の強化が上げられると思いますが、専門的な知識を持つ防災士が必要だと言われております。この防災士の資格というのは個人のものではなく、地域住民のためのものだ聞いております。山口県下にもこの資格取得に助成制度があると聞いておりますが、この長門市も助成制度は必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

井筒防災危機管理課長 他市に事例がございまして、そちらの事例を参考にしていきながら、今後研究してまいりたいというふうに現時点では考えております。

中平委員 予算書 117 ページ、「015 防災対策事業」でございしますが、前年度に比べ、3,042 万 3,000 円の減額計上となっておりますが、その要因をお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 減額の要因ということでございますが、主に令和 2 年度の油谷地区の告知端末整備がだいたい 5,770 万円、これに比べまして、令和 3 年度の長門地区の告知端末整備が 2,720 万円、おおかたこれで 3,000 万円ということで、規模が違うということで減額しております。

中平委員 予算書 117 ページ、予算説明資料 9 ページでございします。「防災備蓄事業」についてお尋ねいたします。資料には「想定する最大被害の洪水断層に

よる避難者 4,000 人のうち、自らの備蓄が活用できない 40%の市民、約 1,600 名の備蓄を年次的に整備する」とありますが、この算出根拠についてお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 県の地震想定というのが、平成 20 年度に出ておりまして、これによる洪水断層地震によって、家屋の全壊が 381 件、半壊が 2,148 件の合計 2,829 件の住宅の全半壊による避難者が 4,000 名というふうに想定されております。そのうち、家屋が全壊した方の全てと、半壊の方のうち 30%合わせて 1,115 件、これを率に直すと 40%になりますので、4,000 人×0.4 ということで 1,600 名を想定しております。

中平委員 その備蓄品の中には、コロナウイルス感染症対策用品は含まれるのかをお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 令和 2 年度に必要な消毒液等は購入しておりまして、まだ使用期限があるということで、こちらについては購入予定はございませんが、避難者の間隔を仕切るために、簡易テントと言いますか、簡易なテントを 27 個購入する予定としております。

中平委員 予算書 117 ページでございます。「自主防災組織育成補助金」について、今年度は何件程度見込んでいるのかをお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 自主防災組織の育成事業につきましては、新規の設立につきましては 6 組織というか 6 団体を見込んでおります。既存の組織に対する運営補助等を昨年から始めましたが、訓練等の補助につきましては 10 組織、資機材の購入の補助につきましては 6 組織を見込んでおります。

中平委員 予算書 117 ページ「防災対策費」の修繕料が前年度に比べ約 1,000 万円増額となっておりますが、この修繕される場所、具体的な内容をお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 防災行政無線の修繕料につきましては、防災行政無線がとても大きいシステムということがありまして、定期的な部品交換が必要となっております。令和 3 年度はシステムの中核となるサーバー用のパソコンというか、機器が 3 台交換に関する設置、設定費用が 1,320 万円かかります。令和 2 年度におきまして、防災行政無線の屋外拡声器の蓄電池のバッテリー、この交換が 307 万円かかっておりまして、この差額で約 1,013 万円、あと細かいものですけど発電機と車の修繕料が令和 2 年度と比較して 14 万円の減、これを計算するとだいたい 1,000 万円の増額というふうになります。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 13 : 14 —

— 再開 13 : 15 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宮垣三隅支所長 三隅支所所管の令和 3 年度一般会計当初予算につきましては、予算説明資料に記載のとおりであり、特に補足説明等はありません。

光井日置支所長 日置支所につきましても、特に補足説明はございません。

梶山油谷支所長 それでは油谷支所所管の予算についてご説明を申し上げます。予算書では 112 ページからの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 13 目「油谷支所費」、また予算説明資料 8 ページにお示ししております「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」では、令和 2 年度に策定した基本構想をより具体的に進めて行くためにかかる計画書作成などに要する経費や、当該事業により移転を余儀なくする福祉事業者 2 団体へ移転先の施設整備に係る費用の一部を補助し、福祉サービスの継続やサービス利用者の福祉の向上を図ることとしております。次に、予算書では 114 ページからの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 14 目「出張所費」、また予算説明資料 9 ページにお示ししております「宇津賀出張所移転事業」では、過疎地域における行政窓口業務を最低限維持するために宇津賀出張所を日本郵便株式会社宇津賀郵便局へ移転し、窓口の一本化を図るとともに、出張所業務の一部を委託し、地域住民への行政サービスの維持・拡大を図ることとしております。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 それでは各 3 支所の「市民が主役の地域活性化事業」についてお聞きします。今年度の予算で提案型助成事業費補助金、おのおの各 100 万円が今回新年度では予算計上されておられません。それでこの提案型助成事業費補助金ということなですけど、昨年の市長の施政方針の中で「地域課題の解決に向け支所・出張所機能の拡充と権限の強化を図り、各地区の地域性に富んだ行政運営の実現を目指し、新たに市民が主役の地域活性化事業を導入します」と、それで具体的には市民のちから応援補助金について各支所において審査・交付と言う仕組みを導入しますというふうに市長が施政方針で言って導入されたものですが、これを 1 年で見直された理由というのは、どのような理由でしょうか。それと分からなかったら、副市長お願いいたします。

宮垣三隅支所長 まず、令和 2 年度につきましては、今議員からありましたように、もともと市民活動推進課でもっていた市民のちから応援補助金事業、こ

れが各地区ごと、いわゆる支所の機能充実という中で各地区ごとに、これは審査員さん等もおられまして、その審査に基づいてこういった事業をやっておった関係ですけれども、今回、令和 3 年度にあたっている事業の見直しをかける中で、また再度、本庁のほうにその事業を集約して見直しをかけるという動きの中で、そのもともとあった令和 2 年度にありました 100 万円の枠、これを新たにもうひとつの市民が主役の地域活性化事業、こちらのほうに含めまして新たに 500 万円、三隅支所でいきますと 500 万円の事業枠になるんですけれども、その中でより一層充実した支援体制を図るという意味で、予算としては一応今年度も確保したということでございます。ひとつの全体——いろんな事業の見直しをかける中で整理がなされたものでございます。

三輪委員 これは 3 支所、この質問がそぐわなかったら 8 日の市民活動推進課のほうの事業のほうで聞いた方がいいですね。見直された理由というのは。

重村委員長 そうですね。市民が主役の地域活性化事業 500 万円、これに関して質疑をしていただくのは大いに結構ですけれども、何故無くなったかというのは、またそこで。

三輪委員 それでは 8 日の市民活動推進課のほうで質問させていただきます。それで市民が主役の地域活性化事業の中で、日置支所と油谷支所においては施設整備工事、日置支所は 250 万円、油谷支所においては施設維持補修工事 150 万円が新たに予算計上されておりますが、それぞれ工事の内訳をお願いいたします。

田村油谷支所主幹 このたび計上しております工事請負費、施設維持補修工事でございますが、赤線等の改修等の要望に加え、緊急時の枠取りということで 150 万円を計上しております。

光井日置支所長 日置支所の施設整備工事 250 万円につきまして、これは安全施設等の工事費等に充当をしようということで計上しております。

重村委員長 関連はございますか。関連はよろしいですか。ないようでしたら、他の質疑をお願いいたします。

岩藤委員 予算書 113 ページ、13 目の「油谷支所費」についてお尋ねをいたします。その中の油谷地区小さな拠点づくり推進事業の中に、先ほど補足説明の中にもあったかと思いますが、施設整備費の補助金として福祉団体、250 万円かける 2 業者に補助金が出るのではないかなと思うんですが、福祉の関係が何故この支所費に入っているのか説明をお願いいたします。

梶山油谷支所長 今回、油谷支所敷地内の第 2 庁舎の中で福祉事業者 2 団体が就労支援 B 型事業を開所されておるところでございまして、油谷支所の小さな拠点づくり構想を進める中で、この移転をどうしても余儀なくする、そういった中で主たる原因が小さな拠点づくり推進事業を推進していくということから、

予算費目を油谷支所内で計上したものでございます。

岩藤委員 それでは、この 250 万円の積算根拠を教えてくださいと思います。

安森地域福祉課長 積算根拠というお尋ねでございますが、この 250 万円の 2 事業者に対する積算根拠につきましては、国の社会福祉施設整備費の補助金額の基準額 500 万円とされておるところの 2 分の 1 の額を補助するという事で算出したものでございます。

岩藤委員 この 2 業者さんについての移転先とかは決まっているのでしょうか。

安森地域福祉課長 現在、1 事業者につきましては油谷地区内の元の金融機関の跡地へ移転されるというところ、それからもう 1 つの事業者につきましては日置地区にあります公共施設につきまして、こちらのほうが調整をさせていただいているということでございます。

綾城委員 関連です。ちょっと 1 点確認なんですけれども、今のその日置のほうの公共施設をお貸しして、そこに補助金を受けられて施設整備されるということなんですけれども、これは本来公共施設なので公共のほうが、こちらの行政サイドのほうが整備をしてお貸しするという、実際に家賃もかかっているわけですから。というのは一番本来の姿ではないかなと思うんですけれども、それは補助金にされた理由というのは、どういったところでしょうか。

安森地域福祉課長 公共施設への施設整備ということでございますけれども、こちらにつきましては現状、行政財産として使用しておる関係から、これを普通財産に変更し、その他の手続等がありますけれども、現在もうひとつの公共施設に入らないほうの事業者については、各それぞれの自分たちが活動されるに当たっての必要な施設整備について捻出されるというところでありまして、同様な取扱いをさせていただきたいということで、業者さんのほうとは調整をさせていただいたというところでございます。

綾城委員 小さな拠点づくり推進事業についてお尋ねいたします。これは今、検討委員会と基本計画策定と予算にあがっておりますけれども、これの今後のスケジュールについてご確認をいたします。

梶山油谷支所長 小さな拠点づくり推進事業につきましては、令和 2 年度から事業を始めまして、アンケート調査等々を踏まえワークショップ、また市民の意見をお聞きしながら今年度末に基本構想を策定したところでございます。先ほども申し上げましたように令和 3 年度は基本計画をつくりまして、今後どのような形で事業着手していくのか、例えばプロポーザルでいくのか、直営での設計を踏まえた上で施設改修をしていくのかということは早急に決めていきたいと思っておりますけれども、令和 3 年度中に基本的に基本計画を策定し、できることならばプロポーザルなり、そういった手法を用いることがきるならば、令和 4

年度早々には工事を着工し、令和 5 年 3 月末の完成ができればという思いで、現在スケジュールを計画しているところでございます。

綾城委員 これは基本的に今から計画をされるということですがけれども、計画を策定されるということですがけれども、市のほうは直営で立てるという考えの基で進めていかれると。

梶山油谷支所長 今回、予算要求で業務等委託料 250 万円を計上しておりますけれども、業者の支援をいただきながら市が主体となって計画を策定することとしております。ですから、一部業者の委託というものも考えております。

綾城委員 新聞等で見ると 1,000 年に一度の河川の問題ということもありますけれども、場所の問題というのは確認をしておりますけれども、その場でやられるとか、例えば他の場所を考えられておられるのか、そういったことというのは大体方針は決まっているんですか。

梶山油谷支所長 建設場所についてはワークショップ、地域でのワークショップ 3 回と、全体のワークショップ 2 回を開催した中で、様々な意見が出ているところをご承知のとおりだと思います。ただ、令和 2 年 7 月に水防法が改正したことによって、現在の油谷支所の場所が 50 センチから 3 メートル未満、1,000 年に一度の雨で水没するであろうという浸水想定区域図が示されましたので、現在のところ何処の位置で建設をするかということはまだ決定をしております。令和 3 年度に、先ほど申しましたように基本計画を立てる中で最終的な建設場所を決定していくようになろうかと思っております。

綾城委員 例えば地域の方はその場が良いけれども、そういったことも加味して、もしかしたら別の場所を選択するということのようなことも考えられるということですか。

梶山油谷支所長 そのとおりでございます。

重村委員長 この件に関して関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、他の質疑をお受けいたします。

林委員 予算書 114 ページから 115 ページの 2 款「総務費」1 項「総務管理費」14 目「出張所費」についてお尋ねいたします。今回出張所費として、新規に宇津賀出張所の移転事業というのがあります。後ほど関連条例が 2 件ほど提出されておりますけれども、ちょっとまずこの、移転事業に係る予算が 89 万 2,000 円ということになっています。予算説明資料にはこの費目の概要内訳が明記されているんですがけれども、まず、この移転事業、移転開始日を 6 月 1 日からというふうにしたという理由というのは何なんですか。

梶山油谷支所長 6 月 1 日に実施予定とした根拠といたしましては、まず今回宇津賀郵便局内へ出張所を移転するということは、総務省の許可を必要といたします。総務省の許可が口頭ではございますけれども、2 月 15 日日本郵便株式会

社へ伝達がされたというところでございます。こうしたことから、国の許可は得られましたけれども、これから業務マニュアル、更には施設の整備、建物の改修等々を踏まえると、どうしても所要の日数を要するということから 6 月 1 日と決定したところでございます。

林委員 今出張所は宇津賀郵便局に移転すると。そこで公的証明書等の交付事務を委託をして、何て言うんですか、そこに正職員が郵便局内に出張所機能として入るということですよ。この方と、この職員さんと今の宇津賀集落センターにある、出張所機能がのくことによって公民館機能というのはどういうふうになるんですか。

梶山油谷支所長 基本的に郵便局内へ移転するのは出張所業務でございまして、公民館機能につきましては、現在の施設を利用した活動をするように今計画をしております。ただ、貸館、たとえば集落センターの利用等々にあたっては、利用申請を事前に提出していただくことといたしましては、郵便局内に出張所の職員が配置しておりますので、そちらのほうで申請をしていただくというような形で考えております。

林委員 土日が基本的に人がいないということですよ。たとえば出張所、郵便局に移転した出張所の職員さんが土日以外でお休みを取るときは、支所のほうから職員さんが代替えで来る。そこは良いんですけど、この公民館自体が土日ない、人がいないというのについては、地域の方からいろいろ声が出ているんじゃないですか。それは大丈夫なんですか。

梶山油谷支所長 宇津賀公民館につきまして、議員の皆さま方にも利用件数等々をタブレットで配布させていただいておりますが、昨年度は棚田サミットの関係で利用者が増加しておりますけども、年間 120 から 130 の利用で推移をしております。この中で、土曜、日曜日の利用はほぼほぼ皆無な状況にございます。地元説明会等々を開催した中でも、土曜日、日曜日の利用にあたっては、事前に、仮に申請があれば事前に申請書を出していただいて、事前に鍵をお渡しするというご説明をさせていただいて、理解は得られているところでございます。

林委員 現行、正規職員が 1 名と会計年度任用職員が 1 名で、状況というのは変わっていないですよ、だから。要するに出張所の利用件数、住民票の交付件数であるとか、公民館の利用実績というのは分かっている。この現行の会計年度任用職員さんの方の役割というのは何だったんですか。要するにですね、何が言いたいかと言いますと、今度正規職員 1 名になるわけでしょう。サービスは現行と変わらないと。今まで変わらないというマンパワーのレベルで言うと、正規職員と会計年度任用職員で回っていた業務が、状況は変わっていないのに、1 人でできるって、今まで何やったんかという話になるじゃないですか。

それはもしかしたら、会計年度任用職員さんの、言っただけですけど、人件費削減になるのかなみたいな、見方もできんこともない。そのあたりはどうですか。

梶山油谷支所長 まず会計年度任用職員の役割ということで、現状はやはり公金を扱う、当然歳入がわずかではありますけども、取り扱うことになりますので、職員 1 人であれば、そのチェックが、日々のチェックができないというところから、会計年度任用職員と正規職員でのダブルチェック、更には定期的に私のほうも確認をさせていただいたところがございます。宇津賀郵便局内へ移転したことによって、じゃあ 1 人で良いのかというご質問でございますけれども、今度は郵便局の職員に、たとえば窓口の住民票とかそういったものは委託を今予定しておりますので、郵便局のほうで交金も当然扱っていただく。更には、それ以外の業務、5 業務を今予定していますけれども、それ以外の業務で料金等が発生した場合には、郵便局の職員と一緒に、日々の伝票なりを確認していただくということで、ダブルでチェックができるということから、今回会計年度任用職員を 1 人減額したところがございます。

林委員 業務的には、要するに宇津賀集落センター内の出張所であろうが、道を隔てた郵便局であろうがあれなんですけど、今までたとえば出張所内に併設している公民館の、どういう形で土日とか回していたんですか。

梶山油谷支所長 土曜日、日曜日につきましては、宿日直管理業務委託ということで、シルバー人材センターへ委託しておりました。そうしたことから、土曜日、日曜日の利用があった場合は、宿日直が対応していたというところがございます。

林委員 結局シルバーに委託する宿日直の業務を削ったのと、会計年度任用職員の 1 名分の人件費を出張所が移転することによって得られる、ある意味人件費という財政効果なんですよ、これが。ただそのことによって住民サービスが低下したら困るから、そういうことがないように。それで 1 つ確認なんですけど、以前、つい先日あった住民説明会があったじゃないですか。25 名の方が参加した。小学校の跡地で体育館でやった。あのときは、良いですか、ここが大事なことなんですけど、こういう問題というのは、今周辺部の地域力とかいろんなことが今言われていますよね。地域自治とか。そういう中でこの行政と地域と住民が一体となって地域づくりをしていくという意味では、いくら出張所とは言え、やっぱり行政機能だから、やはり地域住民・・・利用件数が少ないだ、多いとか、多かったらじゃあ良いのかという、そういう問題でもないんですよ。やはり、それは出張所の職員と支所の職員、支所の職員と本庁の職員の連携によって初めて様々な地域への自治が芽生えて育っていくわけです。そういう意味で今回住民説明会の中で、出張所の移転についての合意形成は図ら

れているのかというのを確認したいんです。要するに合意なくしては、やはりあんまり、いくら決まったことだからとか、説明が遅かったじゃないかというお話も聞いていますので、そのあたりも含めて今のを確認させてください。

梶山油谷支所長 今林委員がおっしゃいましたように、地元説明会を開催し、江原市長が出席をした中で、説明会が遅いんじゃないか、何でもっと早くできなかったのかというご意見も確かにございました。これらにつきましては、国の許可を得る必要があるということと、事前になかなかオープンにできなかったところが、非常に私たちも困難な状況の中ではあり、説明会が遅くなったということは市長のほうから謝罪を申し上げたところでございます。これについては、説明会の中では参加者のほうから、もうそれ以上の苦情というものはございませんでした。ただ、今申し上げられましたように、周辺部の地域力というのは、当然過疎地域だからこそ必要なものであろうというふうに考えております。これらにつきましては、令和3年度に作成予定の基本計画の中でしっかりと、地域、小さな拠点づくり構想の中で、特に宇津賀、向津具地区は中心部から離れていますので、これらについてはしっかりと検証しながら、地域の皆さんの声をお聞きしながら計画をしていきたいというふうに考えております。また、参加者から今回の移転事業はもう市がするんだというような形で、強制的に推し進めたわけでもございません。皆さんの意見もお聞きしながら説明会も開催したところでございまして、数名、3名だったかな、3名の方からいろんな意見もいただきましたが、これらについては廃止は反対だと。廃止については反対けれども、この過疎地域で行政機能を残すために今回の事業を計画したと。更には宇津賀郵便局は今集配業務がございません。郵便局そのものも廃止される可能性のある郵便局ですから、行政機能と郵便局、お互いが一体となって、この地域に残す。そういった形で説明をし、理解は得られたものというふうに考えております。

林委員 地域住民のご理解があれば。これ非常に悩ましい問題なんですよ。郵便局機能の規模縮小というのは郵政民営化によってけっこう、周辺過疎部ではけっこう撤退したりとか、集配業務やめたりとかけっこうあるんですよ。そういう意味で宇津賀の人にとっては、たとえば年金を下ろしに行くとか、いろんなことがあると思うんです。小包を取りに行ったりとか。それで、地域住民の合意は一定取れている、その中でもいろいろ、たとえば元乃隅の、「ちょっとトイレ貸してくださいませ」と言って、たとえば今だったら宇津賀の集落センターに行って宿日直のおじさん、おじさんかどうか分からないけど、その方がいらっしゃるから聞いたりとかして、そういう問題ではこの間の断水事案とか災害、そういうことで本当にしっかり行政として、宇津賀の住民の命と生活を守るというスタンスがね、ちゃんと出張所まで伝わっているのかと。僕はさ

つき、嫌味じゃないですよ、結果として土日の宿日直を廃止して、会計年度任用職員をなくして 1 人という、そういうところしか見えないというかね。住民に対しては出張所もなくしちゃいかん、郵便局もなくしちゃいかん、それは大義が立つから良いんですけど、そういうベースにある不安というかね、そのへんはしっかり応えていただきたいし、あとやっぱりさつき、梶山支所長の気になったのが、国との折衝があるから地域住民のお知らせが遅くなったとか、ちょっとデリケートな問題もあったかもしれませんが、急にね、行政がいきなり宇津賀の出張所の問題を昨日、今日出したわけじゃないと思うんですよ。内部では当然出張所勤務の在り方についてずっと検討されいたと思う。廃止の検討もあっただろう。そうやって郵便局と一緒にするという案もあったでしょう。最終的に郵便局に移転して、両方の機能を残すという案になったと思うんですよ。だからそういう地域の人と一緒に物を考えるうえではね、やはり僕はやり方としてはそういう声が出ないように、隠す必要はないんですよ。こういうのをオープンにしたほうが良いんですって。合意形成も取れるし。そういうところがまた行政に対する不信、「何で」というのはそういうところから出たんです。それは内輪の事情だけど、そんなのは前から話があったはずだから。そのへんのところをしっかりとこれから、先ほどの費目でも小さな拠点の話もありましたけど、特にこういう問題というのは非常にデリケートなんでね、でも大事なことですからね、ちょっとそのへんの支所長の決意を聞いて質疑を終わります。

梶山油谷支所長 内部で以前からこの事業については話があったんじゃないかということでございますけれども、私も令和 2 年 4 月に異動をして、もうすぐ 1 年を迎えますけれども、それ以前の具体的な話というのは承知していないところではございますが、おっしゃるように、当然郵便局と郵便局の機能を残す、または出張所機能を残すということは市民サービスの水準を維持するということは当然必要なことだろうというふうに考えていますし、これらについては、あったであろうということは想像はするところではございますけれども、具体的に動いたのが実際は 11 月に地元の関係自治会長へ説明したことが地域の皆さんには初めてであったというところは遅きに資するところはあるということ、反省すべきところでもございますし、今後についてはやっぱりしっかりとそういった意見を聞きながら、また市民に寄り添った対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

重村委員長 ほかにご質疑はありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所 及び油谷支所 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 2 時ちょうどにしたいと思います。

— 休憩 13 : 52 —

— 再開 14 : 00 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、選挙管理委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大庭選挙管理委員会事務局長 予算書 128 ページの「選挙費」についてですが、けれども、まず 4 月 18 日執行予定の長門市議会議員一般選挙、続きまして 10 月 21 日が任期満了となります衆議院議員の総選挙、そして最後は年が明けますけれども令和 4 年 2 月 22 日が任期満了となります山口県知事選挙の経費を主に計上させていただいております。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今、担当課長のほうからご説明がありましたが、予算書 131 ページ、説明番号が 900 の選挙啓発費についてですが、令和 3 年度は長門市市議会議員選挙、衆議院議員選挙も確実に執行され、最高裁裁判所裁判官の国民審査及び来年度初頭には山口県知事選挙が実施予定ですが、これの投票率向上の取組についてお尋ねいたします。

大庭選挙管理委員会事務局長 具体的には、この選挙啓発費につきましては明るい選挙推進協議会の会議を開いて、委員さんに啓発活動についての協議をする場となっております。この選挙啓発費の中では小中学生に、いわゆる習字・ポスターの作品を募集する事業を主なものとしまして、いわゆる若年層がこれから将来 18 歳になるに向かって選挙の意識付けをするような活動をするようにしております。実際の選挙に対する投票率向上の活動につきましては、それぞれ衆議院議員選挙費と県知事選挙費の中の街頭選挙啓発報償という形で予算を組ませていただいておりますけれども、その中で先ほど申しました明るい選挙推進協議会の委員さんといっしょに街頭啓発活動をする予定にしております。ただ、市議会議員選挙につきましては、選挙期間が 1 週間と短いので、具体的な街頭活動を行う予定は今のところございません。

重村委員長 関連はございますか。ないようでしたら、他の質疑をお受けいたします。

中平委員 予算書 133 ページ、説明番号 010 長門市議会議員選挙において、もし仮に無投票になった場合は予算の未執行額はどの程度の金額となるのかをお尋ねいたします。

大庭選挙管理委員会事務局長 無投票となった場合には、告示日の翌日からの経費が必要なくなりますので、概算にはなりますけれども 3,946 万 1,000 円の予算計上のうち約 2,500 万円が必要なくなるのではないかとということで見込ん

でおります。

重村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）全般にわたりましてよろしいですか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了します。

次に、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大庭監査委員事務局長 補足説明は特にございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了します。次に、消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

杉村消防長 それでは第 9 款「消防費」にかかる補足説明をさせていただきます。「消防費」につきましては、予算総額が 9 億 1,741 万円、前年度に比べ 2 億 3,700 万円あまりの増額となっております。増額の主な要因といたしましては、はしご付消防自動車や高機能通信指令装置の更新が主なものとなっております。このはしご車と高機能通信指令装置の更新につきましては、先日の重廣議員の質疑で答弁したとおりでございますので、ここでは省略させていただきます。「消防費」につきましては、以上でございます。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 263 ページ、説明番号 010 消防職員研修事業について、前年度より 100 万 8,000 円の減額計上ですが、その要因をお尋ねいたします。

宮本総務課長補佐 消防職員研修事業減額の主な要因といたしましては、新規採用職員が来年度は 1 名となることから、山口県消防学校初任総合教育の入校負担金の減が約 43 万円、また今年度派遣いたしました職員の専門教育のため隔年で 1 名派遣しております消防大学校の入校負担金及び旅費の減が約 57 万円となっております。

中平委員 関連になるかどうかですが、決算審査でも各委員が発言されておりましたが、コンプライアンス、パワハラ防止、メンタルケアの研修はどのように令和 3 年度は取り組んで行かれるのかお考えをお尋ねいたします。

増山総務課長 市の取組としてコンプライアンス、公務員倫理研修、ハラスメント対策研修、メンタルヘルス研修等、毎年実施されております。特にパワハラ防止に対するハラスメント対策研修は 29 年度、課長級以上を対象に外部講師を招いて 2 回にわたり研修に参加しました。30 年度につきましては、対象を課長補佐級以上とし、令和元年度は係長級以上が参加しています。令和 3 年度につきましても、市が行う様々な研修に積極的に参加する予定にしております。

また、消防本部におきましては毎月行う課長会議等において 29 年の反省を踏まえ、監督者はしっかり職員と会話をし、職場管理に努めるようにしておりますし、パワハラが二度と起きないように取り組んでいるところでございます。

中平委員 予算書 265 ページ、説明番号は 900 常備消防費についてですが、前年度より 1,535 万 5,000 円の減額計上になっておりますが、その要因をお尋ねいたします。

宮本総務課長補佐 常備消防費につきましては、今年度、常備消防費として職員の防火衣等一式更新事業 1,358 万 5,000 円、また業務委託料といたしまして今年度 3 月 1 日から事業を開始いたしました Net119 緊急通報システム整備事業 149 万 7,000 円、これらが減額の主な要因となっております。

中平委員 常備消防費に関連しまして、令和元年度決算審査では緊急出動に対して医療機関との連携や対応等に関しての課題が多くあったと答弁されましたが、令和 3 年度は課題解決に向けてどう取り組んで行くのかお尋ねいたします。

岩本消防本部次長 決算のとおり、救急出動の際の病院に対しての受入照会時に、専門医不足等により受け入れの時間に所要を要しているというのが現状であります。これにつきましては、救急医療対策協議会において各 3 病院の委員長が出席されていることから、その都度適切な受け入れ体制についてご協力とご理解をお願い申し上げているところであります。また、消防職員の研修事業ではありますけれども、その病院との連携強化のためには病院との顔の見える関係づくりが必要不可欠ということで救急隊員の病院研修、また年 1 回の救急症例検討会、医師を招いて開催することによって、医師との信頼関係を深めることとしております。

中平委員 予算書 263 ページ、予算説明資料 31 ページ、高機能消防通信指令装置機器更新事業についてですが、これは 2 日の本会議で先ほど消防長も言われました重廣議員が質疑されたものですが、ここではもう少し掘り下げて機器の耐用年数、機器の具体的な交換、耐用年数ではなくてメンテだとか、そういうのも含めてお伺いいたします。

岩本消防本部次長 高機能消防通信指令装置の更新につきましては、消防長が議会でも答弁申し上げましたとおり、通信系装置と情報系装置という大きく 2 種類に分かれます。今回の更新については情報系装置というのが 5 年ということで更新をするわけですが、通信装置につきましては 10 年でまた交換ということで、そのへんにつきましては消防本部で計画を定めて更新することとしております。

中平委員 そういうことであれば、5 年後にまたこの 7,000 万円が要するというわけではないということでしょうか。

岩本消防本部次長 情報系装置はあくまでも 5 年が耐用年数でございますので、

10 年後には通信系及び情報系の合わせて両方の機器更新が必要となります。

中平委員 では 5 年後ではなくて、10 年後にこの金額が要するという意味でしょうか。

岩本消防本部次長 ですから 5 年後にもう一度この金額に近いもの、またこれにつきましてはこの情報系機器に関連する装置もありますので、一概にこの金額と言うわけにはいきませんが、これに近い金額プラス通信系の更新機器の金額が入るということで、これにつきましては県内各消防本部においても大体 10 年を目途ということで、大体交換をされているところでございます。

重村委員長 関連はございますか、この件。ないようでしたら、他の質疑をお受けいたします。

中平委員 予算書 269 ページ、予算説明資料 31 ページの防火水槽整備工事についてお尋ねいたします。この耐震性防火水槽の台数、施工方法についてはどういったものを考えているのかをお尋ねいたします。

岩本消防本部次長 耐震性防火水槽につきましては、大きくコンクリート製と FRP 製の 2 種類がございまして、その設置予定場所の施工方法によって算出しております。今回の場所につきましては、道路の空間も確保できていることからすでに工場で完成されたものをトレーラーで運んで実際にクレーンでつり下げということで、結果的に FRP 製のほうが安かったので FRP 製で予算計上をしております。

中平委員 二条窪と水岬の工事費の差額の説明と合わせて、消火栓では代用できないのかをお尋ねいたします。

岩本消防本部次長 まず工事費の違いについてでございますけれども、工事費の違いについてはその設置場所によって基礎工事や盛土等の量も違いますので、その差異によって生じた金額でございます。なお、消火栓の代用ということにつきましては、消防本部としては消防庁のほうから阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に消火栓が地震によって使用できなかったことから、可能な限り整備する場合は防火水槽をとということで、基本的にはそれに基づいて整備することとしております。しかしながら、防火水槽の設置場所につきましては用地の確保も必要となることから、用地が確保できない場所で水利不便地域であるところは消火栓を設置するようにしておりますが、今回の設置場所のまず水岬につきましては、その設置予定場所の水道管口径が小さくて、消火栓を設置しても有効な水量が得られないということで防火水槽を。もう 1 点の二条窪につきましては、水道管が通っておりませんので防火水槽を整備するということとしております。

中平委員 今のお話を聞くと、二条窪のほうは給水とか補水のほうが難しいと思いますけれども、そういう対策はどんなされているのかお尋ねいたします。

岩本消防本部次長 基本的には川等の水量がある場合にはその水量で補水することとしておりまして、設置の当初の場合は業者のほうの水の管理までは行うこととしております。

重村委員長 関連はございますか。ないようでしたら、他の質疑をお受けいたします。消防本部全般にわりまして。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了します。

本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、8日、午前9時30分から審査を行います。本日は、これで延会します。大変お疲れでございました。

— 延会 14:18 —